

Title	日中戦争下の長江流域における「密輸」(一九三七-一九四一年)(三・完)
Sub Title	"Smuggling" around the Yangtze during the Sino-Japanese War (1937-1941)(3)
Author	戸張, 敬介(Tobari, Keisuke)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2014
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.87, No.9 (2014. 9) ,p.27- 84
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20140928-0027">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20140928-0027</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 日中戦争下の長江流域における「密輸」

(一九三七—一九四一年)(三・完)

戸 張 敬 介

## 序論

一、問題の所在——日中戦争下における党の成長

二、本稿のアプローチ

——権力に対する人々の主体的行動としての「密輸」

第一章 華中の日本軍占領地域における「密輸」

一、日本軍占領下の戦時統制

二、統制の実状と「密輸」の流れ

三、日本軍を取り巻いていた中国社会的特徴

(以上、八十七巻七号)

第二章 国民政府の支配地域における「密輸」

一、国民政府による戦時の貿易管理

二、「敵貨」の流入と禁輸物品の流出

三、国民政府を取り巻いていた中国社会的特徴

(以上、八十七巻八号)

第三章 共産党新四軍の根拠地周辺における「密輸」

一、長江中下流域での新四軍の展開

二、新四軍が直面した「密輸」

三、新四軍を取り巻いていた中国社会的特徴

## 結論

一、「密輸」の全体像と発生原理

二、様々な集団が様々な目的でせめぎあう空間

三、不確実性と最終的な勝利とを結びつけるもの

(以上、本号)

### 第三章 共産党新四軍の根拠地周辺における「密輸」

この章では、共産党新四軍の根拠地周辺における「密輸」を取り上げる。日本軍占領下及び国民政府支配下の「密輸」から共産党勢力の成長の背景にあった社会状況を考察した本稿の第一章及び第二章に対して、この章は共産党勢力が中国社会から受けていた作用を直接考察するものとして、本稿の中でもとりわけ重要な部分にあたる。序論ですでに述べた本稿の問題意識を改めて確認しておけば、「密輸」は陳永発や三好を含む近年の共産党新四軍研究においてもほとんど言及されてこなかった事実であるが、これを取り上げることによって、共産党新四軍による統制や動員に対する人々の主体性を回復させ、「さまざまな集団がさまざまな目的を遂げようとせめぎあう空間」として当時の社会状況をとらえ直し、その中から党権力の成長の背景にあった社会的な力学を検討することが本稿の目的である。

以下では、まず、華中における共産党新四軍の展開とその根拠地の概況について述べる。次に、根拠地周辺で発生した「密輸」の実況を明らかにした上で、それらの現象から看取される当時の社会の特徴について論じることにとする。

#### 一・長江中下流域での新四軍の展開

##### (1) 新四軍による拠点の形成

はじめに、新四軍による拠点形成の大まかな流れを確認する。一九三七年前半、陝西省に拠点を置いていた中国共産党は国民政府との一致抗日を掲げ、国民政府との交渉を続けていた。同年七月の盧溝橋事件後、周恩来は共産党軍改編に関して蒋介石と協議を開始し、同年八月二二日、国民政府軍事委員会は共産党軍の第八路軍への

改編を発表した。改編を完了した八路军は三個師を管轄する総兵力三万二、〇〇〇の軍隊となり、同年九月上旬に陝西省から山西省北部の前線へと移動した。また同年一〇月二日、国民政府軍事委員会は周恩来の要請を受けて江南で流散していた遊撃隊を国民革命軍新編第四軍(新四軍)に編成し、四遊撃支隊を管轄する兵力一万三〇〇の軍隊とした。<sup>(176)</sup>当時、共産党の軍隊は八路军と新四軍の両軍合わせて四万人余りに過ぎないものであり、国民政府軍とは比較にならない規模であった。共産党軍は国民政府から食糧の配給を受けていたが、国民政府にはこうした財政面での援助を通じて、抗戦における名義上の指導権を確保するとともに共産党軍による前線での独立政権設立や徴税を防止する意図があったといわれている。<sup>(177)</sup>

前線に到着した八路军と新四軍は日本軍に対して遊撃戦を展開しながら、一方で勢力の拡大に取り組んだ。一九三七年八月以降、察哈爾作戦により、閩東軍が組織した蒙疆兵团や支那駐屯軍第五師団等が山西省北部への攻撃を開始する中、山西省に到着した八路军は周辺の各県において新兵の徴集等組織工作を展開し、一九三八年初め、山西、察哈爾及び河北の省境を中心に晋察冀辺区政府を成立させた。また、晋綏、晋冀魯豫、山東等においても根拠地の形成に取組み、八路军は山西省を中心に華北で活動を続けることになる。他方、本稿の考察対象である長江中下流域に派遣された新四軍は、一九三八年初めに作戰指定地域に到着し、南京付近の皖南に江南部隊を、安徽省巢湖付近に江北部隊を集中させた。新四軍が主な活動地域とした長江デルタ地帯の西側は国民政府が中心拠点を置いていた地域であり、重慶が臨時首都となった後も国民政府軍が依然強い影響力を有していたが、新四軍は国民政府軍を過度に刺激しないよう注意しながら勢力を一定の範囲で拡大させていった。<sup>(178)</sup>

その後、新四軍は長江中下流域においていくつかの根拠地を形成した。支配の確立に中心的な役割を果たした主要部隊の展開状況からその全体像を大まかに描いておけば、まず、皖南の歙県岩寺へ集合した新四軍軍部と第一、二、三支隊のうち、一九三八年四月末から五月初旬にかけて先遣隊(第一、二、三支隊の一部と偵察分隊によ

り組織」と第一、二支隊が蘇南へと出発した。これらの部隊は茅山地区を中心に蘇南抗日根拠地を建設するとともに、丹陽県の「抗日武装」勢力を新四軍挺進縦隊に改編した。一方、新四軍軍部は五月初旬に岩寺を出発して、同年八月二日、中国共産党中央東南分局とともに皖南の雲嶺地区に進駐し、第三支隊は長江付近の防衛にあたった。第四支隊は皖西の霍山地区に集合した後、皖中に進出して長江南北作戦を展開したとされている<sup>(四)</sup>。

一九三九年二月、当時中国共産党中央軍事委員会副主席であった周恩来が皖南を視察し、新四軍指導者とともに「南を強固にし、東で作戦を展開し、北に向かって発展する」戦略方針を決定した。この方針に基づいて、同年五月、新四軍は江北指揮部を成立させ、第四支隊と同年七月に新たに編成した第五支隊により江北遊撃縦隊を組織した。その後、第四支隊は安徽省定遠縣藕塘を中心に津浦路西抗日根拠地を、第五支隊は同省来安縣半塔を中心に津浦路東抗日根拠地をそれぞれ開設した。一方、この頃蘇南東部に進出していた第一支隊第六団は現地の「抗日武装」勢力を合併して江南人民抗日義勇軍を組織し、同年九月には挺進縦隊と合併し蘇北へと展開した。また同年一〇月、第二支隊第四団の一部が長江を北に渡って第五支隊との連絡を確保し、翌月の十一月には第一、二支隊の指導部が合併して江南指揮部が成立し、蘇南と蘇北の部隊を一元的な指揮下に置いた。加えて、一九三八年九月以降、河南省確山県竹溝鎮で別途組織された新四軍遊撃支隊が豫皖蘇辺区抗日根拠地を開設し、一九四〇年二月、この部隊は新四軍第六支隊へと正式に改称された。また一九三九年一月以降、同じく竹溝鎮で組織された新四軍豫鄂独立遊撃大隊は武漢の周辺地域に進出し、各地の「抗日武装」勢力を組織して豫鄂辺区抗日根拠地を開設した。さらに一九四〇年春、中国共産党中央と中央軍事委員会が八路軍の一部の部隊を新四軍と合流させることを決定し、これを受けて八路軍第二縦隊の主力等が南下し、新四軍第六支隊と合併して八路軍第四、五縦隊となった。同年七月には江南指揮部の主力が長江を北に渡り、一〇月の「黃橋決戦」の後南下してきた八路軍第五縦隊と合流し、十一月一七日、江蘇省海安にて華中新四軍八路軍総指揮部が成立した(同月二三日、同総

図表3：揚子江下流ニ於ケル共産軍分布要図(昭和15年10月末現在)



出典：興亜院華中連絡部「解散迄ノ新四軍」(1941年10月)(国立国会図書館蔵)

指揮部は塩城に移駐<sup>(18)</sup>。

しかし、その翌年の一九四一年一月、皖南の新四軍約七、〇〇〇は国民政府軍からの包囲攻撃により壊滅的打撃を受け、新四軍はその勢力を一旦縮小することになる。この新四軍と国民政府軍との軍事衝突は「皖南事件」と呼ばれ、国共対立の深刻化を表徴する事件とされているが、この事件の後の同月二〇日、中国共産党中央軍事委員会は新四軍軍部の再建を宣言し、同月二五日、江蘇省塩城にて新軍部が正式に成立した。部隊は七個師団と一個独立旅団に再編され、その規模は全体で九万人余りであったとされる。七個師団の主な活動地域を列挙しておく、第一、二支隊を母体とする第一師は蘇中を中心とし、第四支隊を前身とする第二師は淮南に展開し、八路軍第五縦隊を基礎とした第三師は蘇北を中心に活動した。八路軍第四縦隊から改編された第四師は淮北を中心とし、第五師は鄂豫辺区の部隊から、第六師は江南周辺部の部隊からそれぞれ改編され、第七師は皖中に展

開した。<sup>(18)</sup>

これらの部隊によって長江中下流域に形成された共産党新四軍の拠点<sup>(19)</sup>を地理的に俯瞰したものとして、興亜院華中連絡部が一九四一年一〇月付でまとめた「解散迄ノ新四軍」と題する報告書には、「揚子江下流二於ケル共產軍分布要図（昭和十五年一〇月末現在）」が含まれており（図表3を参照）、この図から、新四軍の部隊が農村地域に散在していたことを見とることができる。<sup>(20)</sup>

## (2) 拠点周辺の経済状況

次に、新四軍部隊が展開した地域の経済状況について、農村地域に散在していた新四軍根拠地の産業構造は概して農業中心であり、前線付近の地域では戦闘の影響による農村経済の疲弊が見られた。例えば、当時新四軍副軍長を担当していた項英は、新四軍の主たる活動地域の一つであった江南の状況について以下のとおり述べ、農村経済の破綻とそれに伴う土匪・秘密結社の増長を指摘している。当時、江南は海岸や長江に近く、自動車、汽船、汽車等の近代的な交通が比較的発達した地域であり、南京、鎮江、無錫には工業もあったが、多くは軽工業であって重工業は極めて少なく、生産上必要となる物品は主に「帝國主義国家」から輸入していた。また、河川に富み、土地が肥沃であるため、同じ面積の耕作地でも奥地に比して数倍多くの穀物を生産することができた一方、農村の生産品はすでに商品化して「帝國主義国家」や都市に供給するものとなっていた。農民の服装は奥地と比して華麗で、冬には綿入れの着物、夏には絹の単衣を着ていたほか、交通の発達により「近代文明ノ悪風習」も農村に伝染しており、一般に人々は麻雀遊びを好み、茶館にも出入りしていた。

「此地方ハ土匪特ニ多ク尚今ヤ農村破産シ農民ハ其生活ヲ維持スルヲ得ザル為土匪ヲシテ益々増加セシメ南京附近ノ各

区域ニハ到ル所ニ出沒シテ居ル。コハ抗戦依然モ然リテアルガ抗戦以後ハ更ニ普遍的ニ増長シテ来タノデアル。「青幫ノ組織モ亦頗ル多ク唯ニ生産ニ関係ナキ無頼漢ノミナラズ尚多数ノ生産ニ従事セル農民アリ上層階級ノ人モ又加入シ甚ダシキハ青幫ノ首領トナルノ有様ニテ一個ノ甚ダ奇異ナル社界ヲ造成シテ居ル、此種青幫ハ土匪ト連絡シ秋季冬季ニハ彼等ハ常ニ土匪ヲ以テ副業トナスノデアル」。

また、蘇北においても深刻な食糧不足が問題となっていた。一九四二年の八月中旬から九月月上旬にかけて興亜院が実施した「蘇北総合調査」の報告書によれば、この地域は生産面では特に食糧の増産に努力しており、綿花も現地での消費分を確保するだけとし、地区外への移出を防止するために生産の制限を実施している。相当広い綿作地がすでに米、麦、コーリヤン等の作地に変更されたようである。しかし、「春荒」(前年の食糧がなくなり、新しい食糧がまだとれない時期)においては食糧不足が相当ひどいようであり、「草根秕糖」を主食する者が多数生じている。新四軍の正部隊においても米食は概ね一日一回であり、麦団子、大餅(固めにこねた小麦粉を厚めに丸くのばし焼いたもの)等で代替しているところも多い模様である。したがって、農業地区であるにも拘らず、食糧恐慌の惧れは大なるものである。その主因は日本側が米、麦等を多量に収買していることと、戦禍、特に「和平軍ノ略奪」にあると称されているという。なお、後述の議論と関係するが、同報告書は「新四軍側文書ニヨレバ物資不足ト云フモ決シテ『現在ノ抗戦ヲ不可能ナラシメントスル』如キ状態ニハナキモノノ如シ。此点ハ単ニ彼等ガ其ノ抗戦力ヲ誇張シアルモノニアラズシテ我ガ方ノ経済封鎖ニモ拘ラズ、土地ノ広大ナルコト、海路輸送ノ便アルコト等ノ為密輸ハ尙相当盛ニ行ハレアリ、現在ノ抗戦ニハ食糧ノ品質低下ト弾薬兵器ノ不足ト劣弱化以外ニサシタル不自由ヲ感ジアラザルモノノ如シ」として、新四軍による「密輸」が果たした役割にも言及している。<sup>(184)</sup>



他方、大規模な戦闘がなかった地域では比較的豊かな経済状況が維持されていたところもあり、例えば、新四軍第七師の拠点が置かれた安徽省の巢県、無為、廬江等の状況について、一九三九年秋に新四軍軍部により総兵站长に任命された葉進明の回顧録は以下のとおり述べている。一九四一年五月に新四軍第七師が成立し、その主な任務は安徽省の巢県、無為、廬江にある抗戦基地を維持、確保するとともに、皖南の山地における遊撃活動を再開し、銅東、廬江、泊湖、含山、和県等の地域で遊撃戦争を展開し、比較的強固な革命根拠地を設立することであった。師部には供給部が設けられ、軍事や行政のための経費は自ら現地調達することを原則としていた。当時、第七師は資金や食糧が比較的豊富な状況にあり、皖中地域の財政需要を満たし、さらにその余剰分を淮南の第二師を通じて蘇北塩城の軍部に輸送できるに至るまで発展したが、その一つの理由は、日本軍は新四軍の主力部隊との決戦を目指して蘇北、蘇中、蘇南に軍事力を集中させており、第七師の抗戦基地周辺では大規模な戦闘がなかったためであった。また、第七師の中心地域における大まかな統計によれば、生産活動を離れて第七師部隊や皖中の政府組織の業務に専門従事する人員数が現地農民総数の二%以下であり、生産活動への負担が少なく、部隊の資金調達が比較的容易であったことも理由の一つであった。かつてまとめた各地の財政経済工作の経験に基づけば、根拠地の財政経済工作において極めて重要であった点は、生産活動を離れて抗日組織の活動に専門従事する人数が現地農民総数の二%から三%を超えてはならないことであった。<sup>(185)</sup>

農産物については新四軍の拠点周辺での生産が可能であったが、大規模な工場は設置できる段階にはなく、武器や弾薬は作戦を通じた日本側からの奪取を主な調達方法としていた。当時新四軍の物資供給工作进行を担当していた甄子明の回顧録によれば、遊撃戦を展開していた新四軍は、資金不足のために大規模な工場を設立して火器の製造を行うことはできず、新四軍の軍工部ができたのは火器の修理や手榴弾等の製造だけであったため、新四軍の部隊は戦利品によって武装していた。不完全な統計によれば、一九三八年五月から一九四六年五月にかけて、

新四軍が日本側に対する作戦の中で獲得した武器は大砲七八九門、擲弾筒六二七門、軽重機関銃四、八二二丁、長銃・短銃二三万丁余りであった。また、一九四五年に日本が降伏した後、新四軍は日本側の拠点となっていた三二の城鎮、四〇余りの市鎮を前後して勢力下に収め、大量の武器、装備、弾薬及び物資（被服、食糧、金銀、貨幣、その他貴重品等）を獲得したといふ。<sup>(186)</sup> 日本軍の登集団司令部が一九四二年一〇月付で「極秘」扱いで作成した「敵側軍隊ヲ通ジテ観タル経済抗戦力観察資料」にも「新四軍系」の「軍需品追送補給状況」について以下のような記述が含まれている。

「兵器弾薬其他軍需資材ノ補給ハ殆ンド杜絶ノ状態ニアリ以戦養戦ノ施策ヲ講ジ南京政府側武装団体ニ対スル奇襲並ニ反正工作ヲ活発ニシ以テ兵器弾薬ノ奪取補給ニ努ムルコト共ニ軍需品献納運動其ノ他現地自給対策並ニ占拠地域ヨリノ吸引工作ニ狂奔シアリ」<sup>(187)</sup>。

物資輸送環境については、新四軍が拠点を置いた地域は、盧溝橋事件以前から、上海をはじめとする長江下流域各地と密接な経済的つながりを有しており、新四軍の部隊展開後においても、各地を結ぶ様々な物資輸送ルートが存在した。甄子明の回顧録によれば、一九三八年秋、新四軍軍医処長の沈其震はスメドレー（米国の女流作家）の紹介で上海の宋慶齡に会いに行き、宋慶齡は「保衛中国同盟」が世界各地で募集したレントゲンや手術機器、大量の薬品、食品、被服及び文化用品を各種のルートを通じて新四軍に送付した。一九三九年、沈其震は軍長の葉挺とともに香港で宋慶齡と会見し、皖南事件について報告した際、宋慶齡は再度多くの物資を募集し新四軍に送付した。また、上海の国際互救会や中華医学会結核防止協会、上海の市民団体等が薬品や医療機器を新四軍に提供したことがあった。同時に、新四軍は日本側による経済封鎖に対して「対敵経済闘争」としての一連の

措置をとり、根拠地内で欠乏していた鋼材、電気部品、布類、紙類、医療機器、薬品等について、日本軍占領地域を含む根拠地外からの購入を奨励していた。具体的な調達ルートとして、一つには、新四軍根拠地と日本軍占領下の大都市とを往復する民間商人から、現金または根拠地内の特産物との物々交換により物資を取得する方法があり、これらの商人は所謂「担ぎ屋」として少量の物資を根拠地内に運搬する役割を担っていた。もう一つのルートとして、日本軍占領地域に新四軍の物資調達要員を派遣し、大量の物資を買い付ける方法もあり、特に一九四一年春以降、軍部はその供給部の工作員を派遣して上海地下兵站機関等を設置し、上海地下党とともに軍需物資の調達ルートを成立した。これに伴い新四軍各師にも担当部門が設置され、例えば、蘇中一師の物資調達専門部隊は一九三九年後半の時点では三人から五人程度であったが、一九四六年までに三〇人余りに増加した。また、不完全な統計ではあるが、一九四二年から一九四五年にかけて、蘇中一師は船八〇隻、二四〇〇トン近くの物資を上海から調達し、その費用は金銀、貨幣及び根拠地内特産物の販売で獲得した外貨で支払われた。<sup>(188)</sup>

上海を通じた物資調達は日本側による取締りを受ける危険があったが、抜け道も存在していた。甄子明の回顧録によれば、新四軍が派遣した少数の物資調達人員は、上海の地下党関係者や個人的な友人を通じて、彼等の合法的な社会的身分を用いた物資調達工作の隠蔽を行っていた。また、貨物を偽装し、時期や量を分散させ、知人関係を通じて通関業者や輸送業者に委託し、日本側の海関人員を賄賂で買収して封鎖の網をかいくぐり、水陸の道を経た部隊駐屯地に運び込んでいたという。<sup>(189)</sup> この点、上海の地下党について研究した A. Rotmann によれば、上海と新四軍根拠地との間で、新四軍のエージェントによる物資輸送が頻繁に行われていたが、監視所の「対日協力者」に賄賂を贈ることにより、日本軍占領地域内外を移動して新四軍側に物資を輸送した事例は数多く存在し、また「対日協力者」の軍人の中には、新四軍のエージェントに武器を販売する者もいたという。また、Rotmann は Lin Yanru という人物の活動事例を取り上げ、党の地下工作者らが親族関係を基盤とするネット

ワークを利用しながら物資調達等の任務を行っていたことを指摘している。<sup>(19)</sup>

ちなみに、日本の北支那方面軍参謀部は一九四〇年後半から顕在化した国共対立の背景について以下のように述べ、国民政府側が上海方面の物資を「密入手」するための重要路線にまで新四軍の影響力が及びつつあったことを指摘している。

「北支那方面共産党勢力ハ従来重慶側ヨリ大ナル物質的援助ヲ受ケアラサルヲ以テ武器彈藥物資等ノ不足ニ呻吟シアリ而シテ今ヤ敵側全般ニ巨ル物質上ノ困窮並ニ日本軍占拠地域ヨリスル物資入手ノ困難性増加及軍ノ作戰討伐ニヨル損害等ハ其ノ窮勢ヲ一層助長シツツアリ。斯ル状況ニ於テ更ニ中支方面新四軍ヲ北支ニ移駐セシメンカ其ノ生存ハ更ニ困難ヲ加フヘシ殊ニ河南江蘇省方面共産部隊ハ上海方面ヨリ物資ヲ入手シテ之ヲ山西根拠地ニ供給スヘキ任務アルモノト判断セラルルニ於テ然リ」。「重慶側ヨリ見レハ共産勢力ノ中支方面ニ於ケル存在ハ現地ニ於ケル相互ノ抗争ニヨリ奮ニ抗戦ノ統一ヲ阻害スルノミナラス其ノ蟠踞シアル河南江蘇ノ各省並ニ揚子江沿岸地方ハ各種生活資源地トシテ重キヲ占メ且上海ヨリスル物資ノ密入手ノ重要路線ニシテ(該方面ニ於ケル相剋モ結局ハ該物資ノ争奪ヨリ生スルモノニ他ナラス)物資困窮ノ折柄之ヲ共産側ニ奪取セラルルコトハ重慶側ニトリ相当ノ苦痛ニシテ斯カル弊害ヲ除去セントスルヲ第一目的トスルモノナリ」。

## 二、新四軍が直面した「密輸」

### (1) 根拠地における物資統制

以上、新四軍根拠地周辺の概況についてまとめてきたが、これらを念頭に置きつつ、ここからは新四軍の根拠地周辺における「密輸」に関する議論に入る。まず、新四軍の経済工作についてまとめた中国大陸の研究者、曹天生等の著書は、新四軍が長江中下流域に展開してからまもない時期における党根拠地の状況を以下のように述

べ、このときすでに物資の搬出入管理が問題となっていたことを指摘している。各戦区の政治機構が整備される以前、すなわち一九三八年一〇月から一九四〇年秋まで、新四軍の根拠地内外での貿易は十分な管理がなされておらず、日本側は、こうした状況に乗じて食糧、綿、耕牛を手に入れただけでなく、重要物資に対する統制によって、根拠地内の生産力低下や物価高騰をもたらした。これに対して、新四軍が根拠地外への物資搬出や、日本側製品の搬入を禁止する措置を講じたところ、根拠地で生産した特産品が他地域へ流通せず、工業製品との交易が難しくなり、逆に根拠地内の生産力に悪影響を及ぼしたという<sup>(19)</sup>。

その後、各地における政治機構の整備が進むにつれて、新四軍は物資の搬出入管理のための制度や専門の組織を成立させたが、「密輸」の問題は直ちに解決されたわけではなかった。同書によれば、一九四一年四月、「鄂豫边区」に「边区貿易統制総局」が成立し、鄂中、鄂東、天漢、安成、襄南にそれぞれ「分局」が設置された。貿易統制局は「不傷民不資敵（民を傷せず、敵を利さず）」の原則に基づき、「貿易統制暫行条例」、「糧食統制暫行統制」及び「各項税捐暫行条例」等の規則を公布し、食糧や耕牛等の重要物資に対する統制を実施した。その翌月にあたる同年五月、皖江抗日根拠地においても貨物管理局が成立し、物資統制と貿易促進を担当した。また、民間商店のような外観で設置された対外的な営業機構は、農産物や副産物を買付け、往来する商人との間で各種軍需民用物品と交換する等の業務を担当したという。しかし同書は、こうした管理体制の整備にも拘わらず、多くの商人が「密輸」や「脱税」を通じた高利の獲得を企て、一部の「不法商人」は「暴利をむさぼるため」に様々な方法による「密輸」を展開していたと述べている<sup>(19)</sup>。

「密輸」のより具体的な状況を考察する前に、新四軍が物資統制のために策定した法規から、統制の主な対象や制度的枠組みについて確認しておく。資料上の制約により、新四軍が各地域で策定した関係法規を網羅的に把握するには至っていないが、興亜院が一九四一年五月付で作成した「新四軍二関スル実体調査報告書（蘇皖省境

津浦線東部地区ノ部」は、共産党新四軍による「物資統制ノ様式ヲ示ス典型的ノモノデアル」として、蘇北地区の新四軍が制定した「戦区進出口貨税率表」を引用しており、これによれば食糧・燃料・金属等が主な「禁運資敵物品」であった。同表は、まず「(一) 免税搬入品」として「地金銀及各種硬貨、銅、鉄、鉛、鉄線、鉛線、電話機、時計、薬品、医薬機械、稲米麦雜糧、家畜牛馬、農具、棉花、石炭、燐寸、縫針、石油、自動車、桐油、書籍」を挙げている。次に、詳細な税率は省略するが、同表が「(二) 徴税搬入品」として列挙したものには、棉布・絹織物・ラシヤ、紙類、南北雜貨(紅糖、白糖、海參、銀耳、細茶、煙草等)、洋広雜貨(洗濯石鹼、齒磨粉、ロソク、煤油柴油、各種玩具等)、棉毛織品(タオル、純毛靴下、人絹靴下、本絹靴下等)、鞋・帽子(ゴム鞋、地下足袋、革鞋、草帽、中折帽等)、罐詰・食料品・果物(乾葡萄、煉乳、果物罐詰、サイター、ビール、葡萄酒、ブランドー、バナナ等)、顔料(元粉、靛油、各色顔料等)、化粧品(ポマード其他化粧用油、香水、口紅等)、煙草(「キヤツプスタン」、「スリーキヤツスル」、「前門」等)、其他(酒類、磁器、木材、竹木棕籐製品、黃牛皮・水牛皮、豆油)があり、「(三) 出口徴税類」としては、蛋類(鴨蛋、鷄蛋、蛋黃、蛋白)、油類(芝麻油、花生油、豆油、菜油、棉油、猪油)、其他(芝麻、花生、落花生、棉子、豚、火腿)があった。「(四) 禁運資敵物品」は「牛、馬、驢、騾、生漆、桐油、燃料、稻、米、麦、高粱、蜀米、蕎麥、赤豆、綠豆、豌豆、甘藷酒精、染料、電器材料、西藥及器材、石炭、汽油、煤油、柴油、潤滑油、煉瓦、石灰セメン、硝鉍、砒鉍、燐鉍、酸鹼、頭髮、金属硬貨」であり、「禁出入口類」は「賭具、鴉片煙具、香煙具」であった。<sup>(19)</sup>

新四軍は日本軍占領地域に対して「經濟封鎖」を実施していたが、興亜院華中連絡部が一九四二年一〇月付でまとめた「解散迄ノ新四軍」と題する報告書は以下のとおり述べ、流出禁止品目のうち、特に「穀物」の流出に対して嚴重な統制がなされていたことを明らかにしている。

「近時日本軍占據地ニ対シテ經濟封鎖ヲ強化シ、遊撃区ト我占據地区トノ經濟關係ヲ絶縁シ、物資ノ搬出ヲ嚴禁シ、之ヲ犯セバ重罰ニ処シ、就中穀物ノ流出禁止ハ嚴重ニ実施シ、屢々左ノ如キ布告ヲ發シテキル。『我地区ヨリ日本軍占據地区向物資(特ニ米穀、大豆類)ノ搬出ヲ嚴禁ス。之ニ違反シタルモノハ銃殺ニ処ス。』尚米穀、小麦、豆類ノ外、皮革類、羽毛、金属、棉花等ノ搬出ヲ禁止シテキルガ、特ニ穀物ニ対シテハ強力ナル統制ヲナシ、軍糧徴収ニ便スルト共ニ、資敵行為ヲ禁絶スルト称シ、日本軍占據地ヘノ搬出ヲ極力防止シテキル。又一般民衆ノ日本製品使用及軍票ノ流通ヲ禁ジテキル」。

食糧の流出に対して特に嚴重な統制がなされたのは、食糧が戦時の必需品である以上ある意味当然であるが、経済的に食糧の流出以外はほとんど問題となり得なかつた地域もあつた。興亜院華中連絡部の一九四一年五月付報告書は、「路東地区」の状況を以下のとおり述べ、同地区は購買力が限られており、搬入物資については生活必需品が極少量流入しているだけに過ぎなかつたとしている。

「路西地区ガ物資流通ノ中継地点或ハ通過地区トシテ意義ト価値ヲ有スルニ反シ、コノ独立区ハ腹背ヲ日本側勢力下ニ在ル大運河、津浦線ニヨツテ包圍サレテキルデアツテ、其処ニ於アル物資流通ハ全ク該地区ノ実需ニ要スル商品ノ搬入ト、余剩糧食品ノ搬出トニ限ラレル訳デアリ、極メテ自給自足の傾向ニ強イコノ農村地区ノ物資流通ハ事変前ヨリ極メテ貧弱ナモノデツタデアラウシ、現在ニ於テモ依然トツテ、生活必需ノ最低量ノ流通ヲ見テキルモノト解サレルヘキデアラウ」。「此ノ地区ニ搬入サレル物資ハ文字通り生活必需品ノミデアツテ、綿布、塩、ローソク、雜貨位ノモノデアラル。ソレ等ハ揚州ヨリ小商人ニヨツテ持チ込マレ商売サレテキタノデアアル」。「新四軍ハ現在天長県城——揚州ノバス公路ヨリ程遠カラヌ地点ニ総ベテ蟠踞シテキルモノト解シテヨク、天長県城ニテハ今尚夜間ノ警戒ハ特ニ嚴重ナルヲ要スル有様デアアル」。「同地区ノ新四軍カラ脱出シ来ツタ兵士ヨリ聴取シタ処ニヨツテモ」、「商店モ殆ンド県城以外ノ

外ノ鎮郷ニハナク同兵士ノ駐屯シタ地区デハ総ベテ露店商人カ行商ノミデアルトノ事デアツタ。「従ツテ県下ニ於ケル  
 経済反封鎖及至物資統制トイフモ要ハ軍糧ノ確保ヲ中心トシタモノデアリ、搬入物資ハ一応、日貨ヲ禁止シテハキルガ  
 生活必需品ガ極少量宛持チ込マレルノヲ今更統制シテミルコトモ出来ナイ訳デアル」。[路東地区ノ如ク独立区デアツテ  
 搬入物資ハ生活必需品ノミデソレ以上ニ大シタ購買力モ持タナイ、全クノ郷鎮村落ノ集合スル処デハ……精密ナ統制ヲ  
 行フ必要モ實際上認めラレナイ<sup>(196)</sup>」。

同地区の搬出物資の中で問題となったのは主として穀物であり、新四軍は法規の制定を通じて軍糧確保を含む  
 食糧統制を行っていた。同報告書によれば、「日本側ノ外貨獲得ニ資セラレルベキ物資ハ此レヲ搬出厳禁シテキ  
 ルモノデアルガ、ソレ等ノ対象トナル物資ハ存在セズ、問題トナルノハ穀物ノミデアル。穀物ハ駐屯部隊ノ軍糧  
 トシテ必需ノモノデアリコレニ対シテハ嚴重ナ封鎖政策ガ採ラレテキルコトガ想像サレル、昨年度ハ凶作デ一粒  
 ノ米モ出来ナカツタ地方ガ有ル程デアルガ、其他ノ雜穀モ天長方面カラ揚州ニ出廻ル量ハ極端ニ減少シテキルコ  
 トニヨツテ容易ニ想像サレル」。新四軍の食糧統制の典型的条例である江南の江句溧辺区のものによると『「民食  
 ヲ調節シ軍糧ヲ確保シ且ツ敵寇ノ食糧恐慌ヲ造成スル」目的ヲモツテ汎有スル穀物ヲ統制下ニ置キ区単位別ニ区  
 公所ガ統制管掌機関トシテソノ配下ノ各郷長ヲ指令シテ各保甲長ニ實際事務ヲ司ラシメ全テ糧食ヲ有スル家ヲ対  
 象トシ生活用糧ヲ排除シタ以外ハ全部登記シ、之ヲ公売所ニ辺区財政委員会ノ決定スル購買価格デ売却シテ、公  
 売所ニ於テ不足者ニ公定価格ニヨリ販売スル。而モ購買ノ必要アル者ハ管轄保甲長ノ責任アル証明書ヲ提出スル  
 コトヲ要スル」。又金錢ヲ借用スル必要アルモノハ管轄郷保長ノ責任アル証明ヲ得テ貸付要請証明書ノ下交ヲ受  
 ケコレヲ以ツテ区公所ニ貯蔵食糧ヲ抵当トシテ融資(ソノ貸付資金ハ区公所カ区内富豪ヨリ借受ケル)ヲ受ケ月利  
 一分デアル。コノ区公所ガ即チ体裁ヨリ新四軍ノ軍糧買上ゲ機関トナル訳デアル」。コレハ米産ノ豊穰ナ江南、



而モ南京ニ隣接シタ地区デアリ且ツ新四軍ノ長期ニ駐屯シタ処デアルカラスクモ完璧ノ統制組織ヲ法令化シタノデアラウガ、路東地区ニ新四軍ガ来駐シテカラ僅カニ一年間、経過ニ過ギズ、統制機構モ確立ノ緒ニ在ルモノト考ヘラレル、而米作ガ駄目デ兵士ハ豆ヲ喰ツテ過シタノデアリ、ソノ点調査ノ進メヤウガ無カッタノデアルガ麦、豆ニツイテハ搬出ハ絶対ニ禁止サレテキルト脱出兵ガ語ツテキタ。粃ハ随意ニ搬出ヲ許サナイガ係員ノ調査ニヨリ千担所有スル者ハ税金(一ピクル七弗) 支払ヘバ三割迄ノ搬出ガ許可サレテキル<sup>(19)</sup>。

また、同報告書によれば、全二六項から成る「新四軍第二支隊、江寧・句容・溧陽県抗会糧食統制辦法」の内容は以下のとおりであった。まず、同辦法は「総則」において「經濟戰及戰時經濟政策ノ根本方針ニ根拠シ積極的ニ民食ヲ調節シ軍糧ニ充テ以テ自給自足ヲ謀リ消極的ニハ敵寇ニ与フルヲ嚴禁シ以テ敵寇ノ食糧恐懼ヲ造成スルト云フ見地ヨリ本辺区ハ食糧ノ統制ヲ実施スルコトヲ決定シ特ニ本辦法ヲ制定スルモノナリ」、「本弁法ニ於テ称スル所ノ食糧トハ稻、麦、粃、豆粕、雜糧ヲ包括スルモノトス」とした。次に「食糧貯蔵ノ登記」に關する規定として、「糧戸(農家及農家ニ非サルモノヲ包括スルモノニシテ糧食ヲ有スル家ヲ称ス) 本秋期収穫総量及原貯積ノ食糧ノ中ヨリ一部分ヲ提出シテソノ家族ノ食糧及其他消費債務ノ弁償ニ充当スル外ハ一律ニ之ヲ貯蔵シ以テ専ラ民食ノ調節及軍隊ノ購買ニ応スベシ」とした上で、その他の項において「前項ノ貯蔵シ居ル食糧ハ地方政府ノ許可ヲ得サレハ之ヲ移動売却スルヲ得ズ」、さらに次の項で「区公所ノ舉行シアル信用貸付ニ対シテハ貯蔵シ居ル食糧ヲ提供シテ抵当トナスコトヲ得」と規定した。また、「食糧ノ敵ニ提供スルヲ禁ス」として、「凡ソ秘ソカニ食糧ヲ敵ニ提供セントシ發見サレタル場合ハソノ所持セル食糧ヲ没収スルハ勿論、頑強ニ抵抗シ命令ニ従ハサル者アラハ区公所ニ拘留シ更ニ聯抗会ニ押送シ処罰スルモノトス」、「聯抗会及区公所案ニヨリ民衆ニ發シタル布告ニ基キ何人ト雖モ敵ニ提供スル食糧ヲ扣留スル權利ヲ有ス、尚没収シタル食糧総數ノ三割ヲ以テ賞与ニ与フルモノソノ扣留シタル食糧ハ区公所ニ送り処理スベキモノニシテ自己ニ於テ没収或ハ侵蝕スルヲ得ズ、之ニ違反シタル

者ハ嚴重ニ追究処理スルモノトス」、「凡ソ貯藏セル食糧ニ対シテハ主管保甲長ハ監督保管ノ責任ヲ負フモノトス、尚放任シテ監督セス或ハ収賄シテ敵ニ運搬提供ヲ許シタル場合ハ調査シソノ事実ナルコト判明セハ嚴罰ニ処スルモノトス」、「食糧ヲ隱匿シ貯藏ノ登記ヲ回避スルヲ摘發シタル場合ニ於テハソノ隱匿セル食糧ヲ沒收スル外ニ本人ヲ嚴重処罰シ該主管郷保甲長モ亦連帯処分受クルモノトス」の四項を規定している。<sup>198</sup>

食糧に対する「密輸」には様々な形態があり、先に引用した興亜院華中連絡部の一九四一年一〇月付報告書が引用した「江、句、溧辺区軍政民聯合抗敵委員会」による「食糧資敵行為ニ対スル緊急罰罪暫行条例」は、食糧による「利敵行為」の形態ごとに罰則を以下のように規定している。

「第一条 食糧ノ嚴重ナル封鎖ヲ以テ利敵行為ヲ底徹的ニ取締ル目的ニ依リ江句溧辺区軍政民全体ハ之ガ緊急処置ノ必要性ニ迫ラレ茲ニ国民政府頒布ノ食糧取締條例ヲ參酌シ敵後方特殊情勢ヲ考慮シ当管内ニ左記條例ヲ制定ス」、「第二条 暗夜秘カニ群衆ヲ集メ大量ノ食糧ヲ利敵販売スル者ハ其ノ主犯ヲ死刑ニ処ス」、「第三条 公然ト武器ヲ使用シ食糧ヲ利敵運送スル者ハ「武装走私」トシテ論罪シ其ノ主犯ヲ死刑ニ処ス」、「第四条 敵ガ掃蕩ヲ開始シ來タル機会ヲ利用シ糧食ヲ公開シテ利敵運送スル者ノ主犯ハ死刑ニ処ス」、「第五条 軍人、部隊政治工作員、地方行政人員、各級保甲自治人員及衆群団体人員等ニシテ右利敵行為ヲ庇護シ或ハ幫助シタル者ハ死刑又ハ無期徒刑ニ処ス」<sup>199</sup>。

さらに、地域は少し異なるが、食糧に対する「密輸」の規模や主体に着目した処罰規定もあり、例えば、興亜院華中連絡部の同年五月付報告書が引用した前文及び全六項から成る「蘇北指揮部行政委員会ノ分布セル食糧搬出嚴禁ニ関スル処罰弁法」は、前文でその趣旨について、「蘇北臨時行政委員会ハソノ成立以來食糧問題ニ対シ頗ル重視シ再三ソノ搬出ヲ嚴禁スル旨言渡シタルモ今度更ニ密輸ヲ一層嚴重ニ防止スル為メ具体的弁法ヲ新タニ規定シテ各県ニ訓令スルト共ニ之ヲ布告シテ周知セシム此弁法ハ陸軍新編第四軍蘇北指揮部ト共同ニテ訂定シ

タルモノニシテ食糧ノ搬出嚴禁及ヒ密輸者懲罰ノ暫行弁法ナリ」と述べている。その上で、「一、食糧ヲ密輸シタルモノハソノ食糧全部及ヒ運輸ニ使用セル機具ヲ没収スル外密輸シタル食糧ノ多少ニ依リ左ノ如ク懲罰ス」とし、「密輸シタルモノ一担未満ナル時ハ三個月ノ徒刑或ハ三百元以下ノ罰金」、「一担以上五担以下ナル時ハ一年以上三年以下ノ徒刑」、「五担以上十担以下ナル時ハ三年以上七年以下ノ徒刑」、「十担以上ナル時ハ死刑」とした。また、「二、軍人及ヒ政府ノ工作人員ニシテ食糧ノ密輸ヲ援助庇護シタル者ハ一律ニ死刑ニ処ス」、「三、食糧ヲ販売運搬セントスル者ハ商会或ハ商抗会ノ証明書ノ提出シ地区別ニ……通行証ヲ要求スベシ」、「四、各部ニ於テ食糧ヲ採運セントスル時ニハ指揮部ノ免状、各機関ニ於テ食糧ヲ採運セントスル時ニハ本会財經部ノ免状ヲ要ス」、「五、密輸ヲ民衆ガ摘発シ逮捕シタル場合ハソノ密輸セントスル食糧ノ三割ヲ摘発者ニ充獎ス」、「六、買占売惜シタルモノハソノ食糧全部ヲ没収スル。但シ民衆ニヨリテ摘発サレタ場合ハソノ三割ヲ摘発者ニ充獎ス」と規定している。

(2) 「密輸」の深刻さとその広がり

ここからは、物資に対する統制の実態と「密輸」の発生状況についてのより具体的な考察に入るが、まず、新四軍根拠地の一つである安徽省天高の根拠地で「密輸」取締工作を担当していた楊聯は、その回顧録において当時の状況を以下のとおり述べ、この地区には不法商人や土匪、ならず者(中文…流氓)が結託して公然と「密輸」や「脱税」を行うような状況が存在しており、武装人員による取締りが行われていたことを明らかにしている。新四軍の部隊が安徽省天長県銅城鎮に入った後の一九四〇年四月、新四軍江北指揮部供給部部長の李人俊が二人余りを率いて天長県小関鎮から江蘇省高郵県閔橋鎮までを通過した際に、この地域に「天高南河進出口貨物検査処」を設置することを決定した。自分(楊聯)は、このとき閔橋鎮の東端に貨物検査機関を設置するよう指示

を受け、同地における徴税及び「密輸」取締工作を担当した。新四軍及び抗日根拠地政府のための資金集めは重要な任務であり、当時、新四軍は油や塩も調達できないほど資金不足に苦しんでおり、供給部部長の李人俊が貨物検査機関に自らやってきて税金を受け取り、急ぎの軍需費に充てることもあった。<sup>(20)</sup>

当時、高郵県城はすでに日本軍の占領下にあり、天長県県長と高郵県八区区長は「国民党頑固派」であったとされているが、楊聯によれば、この地域に抗日根拠地を設立した新四軍は、部隊と根拠地の政府機関のための物資を確保する必要があり、日本軍占領地域に通じるあらゆる水陸交通の要所に「進出口貨物検査機関」を設置した。この機関の主な役割は、敵対勢力による「経済侵略政策」と戦うこと及び根拠地内の商工業の発展を保護することであり、天長県に一五程度、高郵県には一六余りの拠点が設けられ、各拠点には一定人数の武装した「密輸」取締人員が配置された。これらの拠点を設置したばかりの頃は幹部が不足していたが、直ちに工作を展開するため、新四軍江北指揮部供給部から少数の幹部が派遣され、地方の「進歩青年」を取り込んで工作に参加させたという。<sup>(20)</sup>

楊聯は続いて以下のように述べている。これらの拠点は日本軍占領地域の貨物検査拠点と接近していたために、「漢奸」、悪人と日本軍、「汪精衛偽組織」との結託による襲撃を受けることがないよう常に防備する必要がある。また、日本軍、「汪精衛偽組織」及び「国民党頑固派」による攪乱と破壊に加えて、不法商人と土匪、ならず者（中文・流氓）が結託して公然と「密輸」や「脱税」を行っており、貨物検査人員が武装して取り締まらないう限り、局面の打開は不可能な状況であった。一九四〇年五月頃、閔橋の貨物検査拠点の主任が武装した貨物検査人員を率いて水上の土匪と戦闘したことがあり、自分（楊聯）もこれに参加し、この戦闘では土匪を撃退することができた。各拠点における武装人員の配備に加えて「巡湖大隊」も組織され、「進歩青年」の吸収により人員を拡充するとともに、「国民党頑固派」等が残っていた銃器や弾薬を接収した。新四軍は根拠地と日本軍占

領地域との間の物資輸送に対する管理強化を目指し、特に根拠地内の農産品と軍用品原料については、新四軍の管理機関の許可がない限り日本軍占領地域への輸送は禁止とされていた。日本軍占領地域から新四軍根拠地への物資輸送では、香、紙銭等の「迷信品」や奢侈品等商品の搬入は厳禁とされた。搬出入禁止貨物が見つかった場合は新四軍の検査機関により即没収とされたが、一部の商人は新四軍のこうした禁止措置を無視し、貨物検査網による取締りの特徴をひそかに探りながら様々な方法で「密輸」を行い、「暴利をむさぼる」ことを企図していた。<sup>(202)</sup>

こうした状況に対し、閔橋の貨物検査拠点において、「密輸」を検挙、摘発した者には「抗日民主政府規定」に基づき賞金を与えるとの宣伝を行ったところ、しばしば民衆が貨物検査機関に来て「密輸」商人の状況を報告するようになったという。例えば、一九四二年六月のある晩、「大曲酒」を積んで淮宝高良澗から日本占領地域の高郵城へ向う船舶の中に生アヘンが積載されていることを、民衆の一人が閔橋の「貨検分処」に通報してきたのを受けて「貨検分処」は同船舶によるアヘンの「密輸」を摘発したことがあった。また、一九四二年の九月か一〇月のある日、閔南の貨物検査流動組にある者がやってきて、高郵湖に「密輸」の疑いがある穀物運送船が停泊しており、湖の風波が激しく航行できなくなっていると通報してきたことがあった。これを受けて、閔南流動組の刁全組長と取締人員の李光前が小船でこの穀物運送船と接触したところ、この穀物運送船の商人らは下塘鎮で購入した小麦と大豆について、現地の貨物検査拠点への申告をごまかして税金を少なく支払っていたようであり、「税票」を有していたがやましく落ち着かない様子であった。商人らは検査を受け入れるふりしながら、風波で船が不安定な時を見計らって錨をあげて船を動かし、不意をつかれた刁全組長と李光前を高郵湖の中に突き落とした。その後、穀物運送船は日本軍占領地域に向かい、湖に落ちた李光前は意識不明の状態で救出されたが、湖の荒波にのまれた刁全組長は遺体で発見された。刁全組長の服のポケットからこの商人らの名前が記載された「税票」が見つかり、半年後また下塘鎮に穀物の買付けにやってきた商人らは新四軍の貨物検査人員によつ

て逮捕されたという。<sup>(20)</sup>

「密輸」に対する取締強化の取組みは果たしてどれほどの成果を得ていたのであろうか。一九四一年一月四日、鄧子恢が路東臨時参議会で行った報告は、路東抗日根拠地における一年来の「財政経済工作」について、食糧自給の実現や敵側食糧価格の上昇等に言及しながら、この地域の「経済闘争において偉大なる成績を獲得した」旨強調している。<sup>(21)</sup> また、淮南根拠地の路東区党委による一九四一年二月二五日付の「根拠地設立以来の総報告」には以下の記述があり、運用面での技術的向上が「密輸」の更なる抑制につながる可能性にも言及していた。「対外的には敵の経済侵略政策と闘争し、対内的には自己の商工業の発展を保護するため」、新四軍は当地にて「貨物検査工作」を行ってきた。「当初、新四軍は安徽省政府の方法を引き継ぐ形で検査網を敷いていたが、数か月後、この方法には大きな欠点があることが発覚した。なぜなら、この方法は行政区分上の単位や区域に依拠しているが、貨物検査処は、主に对敵封鎖、对敵闘争及び交通の要道の封鎖線に基づいて配置すべきものであるため、敵軍と偽軍の拠点の周囲に沿って配置変更し、对敵闘争に有利な形に移行しなければならない。従って、我々は行政区分を単位とするのではなく、对敵封鎖上の必要に応じる形で単位を設定する。(作戰地域の) 横幅は六〇里以内、縦方向の深さは三〇里以内として、密輸の摘発、連絡、検査及び指導等に便利な形とし、また単位は小さく区切って、大衆(下層)と接近しやすくする。経験により、この考えが正しいことが証明されている」<sup>(22)</sup>。

しかしながら、路東地区の状況をまとめた興亜院華中連絡部の一九四一年五月付報告書によれば、一九四〇年の状況は先述の工作報告で強調されていたほど理想的なものではなかった。例えば、同報告書は、「六合県下で発見サレタ新四軍第五支隊ノ経済封鎖ニ関スル布告」として一九四〇年の旧暦一月付で羅炳輝司令、周駿鳴副司令、郭樹助政治部主任が連名で発出した「国民革命軍新編第四軍第五支隊司令部政治部布告」の内容を以下のとおり記しているが、これは「禁運」の原則を妨害しかねない「思慮浅薄ニシテ機ニ乗シ」る「少数分子」の存在

を問題視するものであった。

「今般資敵物資ノ搬出ヲ禁スルハ固ヨリ奥地住民ノ日常生活ヲ安定セシメ且ツ又抗戦経済ヲ擁護シ日寇ノ『以戦養戦』及買取手段ノ企図ヲ粉碎セントスルニアリ、今ヤ彼我共ニ持久戦ノ段階ニ入りタル今日、戦争ノ残酷性ト安徽東方ノ経済環境ヲ目前ニセバ吾人ハ深ク警戒考慮ヲ要スルトコロナリ。然ルニ少数分子ハ思慮浅薄ニシテ機ニ乗シ奥地ノ極少数流通商品(例ヘバ小麦、稻、豚、耕牛、食用油等)ヲ藏匿シアルガ、為ニ人心ヲ動揺セシムルモノアリ、ソノ意図不明ナルモ之ハ禁運ノ原則ヲ妨害スルノミナラス奥地ノ治安ニ影響スルコト甚大ニシテ若シ此ノ状勢継続センカ其ノ弊言語ニ盡シ得ス、本軍ハ警備駐屯ノ責ニ於テ特ニ布告ス、今後資敵多量物資ノ搬出ハ勿論厳禁スルモ、少数ノ奥地流通物資ニシテ資敵セサルモノハ出来ル限り保護及便宜ヲ与フ、尚大義ヲ辯ヘス糧食ヲ隱匿シ人民ノ生計ヲ害シ私腹ヲ肥ス者ハ故意ニ後方ヲ攪乱スル抗戦妨害罪ト見做シ嚴重処罰ス」<sup>206</sup>。

また、同報告書によれば、「天長南方地区討伐ノ際発見押収セル」一九四〇年十一月一〇日付の「津浦路東第三貨検布告」は以下のような内容であり、商人による「敵地」への物資輸送に言及し、「密輸」は「厳罰ニ処ス」とするものであった。

「食用油ノ生産搬出ハ民生ヲ調劑シ農村金融ヲ全カラシムルモ、商人ハ其ノ機ニ乗ジ大量敵地ニ輸送シ何等ノ制限ヲモ加ヘサリシタメ敵地ハ糧食ノ恐慌モナク経済掠奪ノ陰謀上、高価ニ吸収シアル現状ナレハ明春ハ糧食欠乏シ民衆ノ生活ハ更ニ困難トナリ補給至難ナリ。上司ヨリノ規定ニヨレハ六合県ニハ大豆ノ搬出ヲ禁止スルモ、他ノ各県ニハ一律ニ搬出シ得、並ニ大豆及胡麻油ノ税金ヲ増額シ統制サル。商人ハ総テ此ノ布告ヲ遵守スヘシ、密輸及漏税等不祥事件発生セ

ハ逮捕シ嚴罰ニ処ス<sup>(207)</sup>。

これに対して、同報告書は「糧食ノ統制ニモ拘ラズ相当ノ密搬出ガ行ハレテキルコトハ明白デアツテ、下層ノ軍公吏ガ私腹ヲ肥スタメニ収賄シテ暗密ノ裡ニ搬出ヲ許可シテキルコトニ対スル司令部ヨリノ取締リ嚴命ハ各種ノ文献ニ認メラレル処デアル」と指摘している<sup>(208)</sup>。

さらに、同報告書は、「次ノ昨年度ノ年初、年末ニ於ケル二ツノ布告ハ一年間ヲ通シテ糧食ノ密搬出ガ旺盛デアツタコトヲ告ゲテキル」として、一九四〇年三月付の「天長県護城区西石大郷公所布告」と同年一月二二日付の「天長県政府布告 財字第五二二号」の内容を引用している。それによれば、まず前者の同年三月付布告は以下のような内容であった。

「糧秣運搬禁止ハ数次ニ亘リ県政府ノ命令ニヨリ各郷(鎮)住民ニ報知シアルガ、現在尚一般ノ奸商ハ利欲ノ為メ資敵スル者アリ、不法ノ極ミナリ、又最近地方不良分子ニシテ禁運ノ口実ノ下ニ私ニ金錢ヲ強迫詐取シ土匪同様ノ行為ヲナス者アルヲ聞ク之ハ更ニ悪ニ属ス。茲ニ地方ノ治安維持ノ見地ヨリ此ノ布告ヲ発ス。各該保甲長ハ各戸住民ヲ速ニ取締リ再ヒ此等名儀ヲ口実トシテ私的ニ金錢財物ヲ詐取スル者アル時ハ地方保甲長ニ於テ総テ此等ヲ檢挙シ又ハ告発スベシ、必ズ法ヲ以テ処罰シ絶対ニ許容スルコトナシ若シ各該保甲長及長老等ニシテ同情ヲ以テ告発檢挙ヲ為サザル如キ事實発覚セル時ハ同様ニ処罰サルヘシ<sup>(209)</sup>」。

また、後者の同年一月付布告は陳舜儀県長の名義で以下のように述べている。「敵地ニ糧食ヲ搬出スルヲ禁止セルハ既ニ本政府ヨリ布告ヲ以テ周知セシメアルガ、尚不良商人ハ最近厚利ヲ得ントシテ糧食ノ足ラザルヲ承知シ乍ラ無許可搬出スル者アリ、若シ嚴重ナル検査ヲナサザレバ将来糧食欠乏ノ事態ヲ發生スルニ付キ再ビ布告



ス、全県商民全部遵守セヨ、以後納税セザル油類等ノ糧食ハ絶対敵地ニ搬出ヲ禁止ス。なお、同報告によれば、陳舜儀県長は「新四軍ノ任命セルモノデアル」という<sup>(20)</sup>。

「密輸」の問題はここまで述べてきた地域に限られたものではなく、他地域の経済封鎖の現場においても散見されるものであった。興亜院華中連絡部の一九四一年一〇月付報告書は、新四軍が「経済封鎖ニ関シテ種々布告、規定ヲ頒布」した例をいくつか挙げているが、「常熟県人民抗日自衛会経済科」が一九四〇年一二月二六日で発布、施行した「常熟県食糧運銷及密輸取締賞罰暫行条例」の「公布前文」には、「目前本県ノ食糧問題ハ日ニ重大化シアルガ其ノ原因ハ奸商及頑農ノ密輸、操作及囤積ニ因ルモノナリ」、「本科ハ元ヨリ民生改善ノ重大使命ヲ負責シアリ、今産米区ニ対シ極力調整ヲ行フ外辦法ヲ特定シテ之ヲ嚴格ニ施行シ以テ奸商、頑固派ニ警告ヲ与ヘ民生ノ困難ヲ救済セントス、希クバ本条例ノ頒布施行ノ日ヨリ我ガ広汎ナル群衆ハ一体トナリ之ニ参画シ我ガ地方政権ト協力推行セラレンコトヲ、若シ依然トシテ攪乱ヲ企図シ本条例ニ遵ハザル破壊分子アル時ハ漢奸懲罰辦法ニヨリ嚴重ニ懲罰スルコトナカルベシ」との記述が含まれていた。また、「宿懷鳳貨物検査処布告」と題する「処長 謝錦文」名義の布告は、「本処設立以來商民ハ克ク規則ヲ遵守シ貨物ノ活発ナル流入ヲ来タシツツアルハ喜バシキ現象ナリ、然シ其ノ間小数ノ不良分子アリテ国税ヲ脱漏シ秘カニ搬出入ヲ企図スルモノ亦アリ、本処ハ国税ノ収入ヲ維持シ商民ノ公利ヲ保障センガ為密搬出入ノ杜絶ヲ期シ既ニ数回ニ亘リ布告セリ、此ノ二個月以來我商民ノ覚醒ト民衆ノ協力ニ依リ密搬出入ハ減少セルモ尚少数不逞分子ハ貨物ヲ隱蔽蓄積シ機会ヲ窺ヒ密搬出入ヲナサントシアリ」として<sup>(21)</sup>いた。

新四軍は物資の管理を強化する姿勢を打ち出していたが、「悪徳商人」による「密輸」や「買占め」はその後も闘争の対象であり続けた。例えば、一九四三年三月三〇日、鄭位三は「同志」に宛てた手紙の中で、淮南根拠地における党内の「不良傾向」について以下のように述べ、物資の需給管理を担当した合作社の「金儲け思想

(中文：賺錢思想)の問題を指摘している。「党の合作社政策は、消費を調整し、生産を推進するために設置したものである。消費合作社の任務は、日用物資の調整により部隊と社員が悪徳商人の搾取を受けないようにすることであり、生産合作社は、部隊と民衆のために原料、種子、工具、肥料等の問題を解決し、農業と手工業の建設と発展を援助することである。しかし、これらの合作社がどうかといえは、部隊と民衆の日用品に対する大きすぎる負担を本気で軽減しようともせず、商人同様にただ金儲けしたがるばかりで、抗日商人と利を争っている。本物の消費合作社と生産合作社は決して普及しておらず、これは党の経済政策にそぐわないことである」。「敵との経済闘争のため、悪徳商人の密輸及び買占めによる値上がり待ち行為と闘争しなければならぬ」。「抗日商人と利を争うのではなく、抗日商人と団結し、抗日商人を援助し、敵軍と偽軍による悪徳商人に対する操縦を打開しなければならぬ」<sup>212</sup>。

「密輸」がどれほどの規模であったかを示す厳密な統計はおそらく存在しないが、次の党関係者による報告から当時の「密輸」の深刻さを知ることができる。一九四〇年八月、楊恵庄という人物による報告は、日本軍と「偽軍」が安徽省の宣城、南陵を占領した際の「密輸」事件について以下のように述べている。一九四〇年四月、日本軍と「偽軍」が江南に攻勢をかけ、宣城と南陵を占領したが、一週間も経たずに新四軍の反攻に遭って後退した。しかし、宣城と南陵が陥落する際、「敵は占領後にそこら中で食糧を奪い、悪徳商人はこれに乗じて利敵行為を行った。平時から多くの船舶が宣城西河に停泊し、どれも米、鶏卵、及び各種禁輸物品をいっぱい積載していたが、敵が西河に来ると、なんと停泊していた船舶は追い風に帆をあげるように蕪湖へ向って運航したのである。ここから、敵と悪徳商人は事前に緊密な連絡を取っていたことがわかる。同時に、南陵の敵が退出して三日もしないうちに、市況は元通り繁栄し、街中に貨物が溢れ、元通り陳列された。このことは、外観上は無論驚くべき奇跡なのであるが、その内側には経済侵略の陰謀が存在しており、いっそう身の毛のよだつ危惧を抱か

せる<sup>(23)</sup>」。

続けて、楊惠庄の報告は皖南各地における「密輸」について以下のように述べている。「今日、皖南の密輸は猛威をふるっており、まさに水銀が大地にしみ込むように、穴さえあればすぐ入り込むといった状況である。どの重要な郷鎮にもその痕跡があり、たとえ小さくて辺鄙な郷村でも同様にその痕跡がある。問題の深刻さは、すでに誰もが知る事実である」。その原因は、第一に「封鎖の厳密さが不十分である」点であり、皖南の長江沿いにある日本側の拠点に対し、新四軍は前後して搬出入貨物検査処を設立したが、「範囲が広すぎる上に山道が縦横に走っているため、全面的な封鎖を有効に行うことができず」、「貨物検査処自身にも若干の欠陥があり、実状に合わせた形で任務を実行することができなかった」。第二に、前線において「少数の不肖部隊と悪徳商人とが結託して密輸を行っている」。第三に、「対敵経済封鎖」の政治動員が不十分なために、公務員が「密輸の隠蔽」を行い、出資を募って各方面の体裁だけを変えた商店を設立し、「密輸」のための隠れ蓑としている。そして第四に、「敵寇が我方の物資を高価に買いあさり」、「廉価な敵貨を投売りし、市場を争奪している」ことである<sup>(24)</sup>。

### 三、新四軍を取り巻いていた中国社会の特徴

#### (1) 実利的な判断をする人々の存在

ここまでの考察の中で、「密輸」が新四軍の拠点周辺にあたる複数の地域で問題になっていたことが確認されたが、ここではさらに、それらの現象に看取される当時の社会の特徴について、本稿の観点から三点を指摘することとしたい。第一に、共産党新四軍の根拠地周辺において、党の政治的意思よりも現実的な利害を優先する人々が相当数存在したことである。当時の新四軍による貿易管理に対して禁輸物品の搬出や敵との「密輸」が問題となっていたことは先述したとおりであるが、新四軍が直面した状況の複雑さを端的に示す事象として、日本

軍による攻撃に直接さらされた地域であっても、「抗日」を掲げるだけでは人々との連携を必ずしも容易に実現できるような状況にはなく、南京陥落直後から日本軍に迎合して物品等を提供する人々の姿が見られたことが挙げられる。一九三八年五月、陳毅等の新四軍第二支隊から組織された先遣隊の隊長、粟裕は南京陥落直後の江南各地の状況に関する報告の中で、当時江南全体の情況が新四軍にとって不利であった点を以下のように述べ、日本軍を前に迎合的な態度を示した人々の姿を浮き彫りにしている。「敵は上海・杭州・南京・芜湖・徐州の各戰略的要地を獲得しており」、「戦争の展開と戰略上の要地の獲得は侵略の勢いを助長し、兵士たちは傲慢で野蛮な行動により士気を高めている」。「到る所に偽政權(治安維持会)を樹立し、多くの漢奸や道路・鉄道の防護警官を育成してその手先としている。甚だしきに到っては、五〇里一〇〇里離れた勢力範囲外においても、実に多くの場所に手先となった連中がおり、物品の送付から、女を準備して寇軍の強姦のための送り迎えまで行い」、そのうえスパイのように新四軍の情報を敵に流していた。他方、「敵による放火、殺人、強姦・略奪は、結果として多くの人民に深い恨みを残したが、威圧と虐殺が重圧となつているために、人々は怒りながらもそれを口には出さず、敵の欲しいがままにせざるを得ず、わずかも抵抗することができないでいる」。しかし、「我が方の一部の遊撃隊(新四軍の側にいた朱永祥等)の規律が悪く、強姦・略奪に放火・殺人まで行つたために、結果として人々の恨みを買ひ、このことはますます敵を有利にしている」<sup>(25)</sup>。

続けて、粟裕の報告は人々の日本軍や新四軍に対する反応を以下のように述べている。「上海・杭州・南京・芜湖各地の拠点が失われ、江南人民の抗戦意識は極めて大きな打撃を受け、江南の群集は日本軍が来たと聞けばひたすら遠くへすつ飛んでいくばかりである。……あるものは四川にまで越して行き、他一部の文人・君子・郷老・士紳は県政府のある町へ移つて喜んで敵の順民になり、無産階級の人民は労苦を伴つて生きることを余儀なくされ、びくびくしながら痛みをこらえて家に引き返しており、彼らは国家の大事や抗戦に関与する勇氣はなく、

大々的に抵抗する等とは口にしようもなかった。「南京陥落後地方政府は蒋介石軍と共に撤退し、大部分は跡形もなく解散し、もはや江南には一つの地方政府も残っていない」。また、新四軍側についていた「周辺の遊撃隊（朱永祥、陳徳功、韓吉祥等）は大部分がならず者（中文・流氓）、ごろつき、土匪であり、統率を失い、規律は悪く、酒色におぼれ、当然積極的に日本を打倒するはずもなかった。我々が初めて来たとき、彼らは敵側と相互不侵犯の密約を交わしており、我々が彼らの縄張りを通行する妨害をした。交渉すると、彼らは『敵に進攻してはならない、さもなくば敵からの進攻を招くことになる』と我々に反対したのだ」。遊撃隊は放火によって当地の人民を百数十人余り殺したことで人民の恨みを買っており、「我々がやってきたとき、民衆は我々を見るなり逃げ出すだけでなく、何一つ与えないように追い出そうとし、勇猛果敢な所に至っては、我々に雨露をしのぐことも食糧を買うことも許さずに銃を向けた。これは我々にとつて余りに不利な状況であった」<sup>(20)</sup>。

また、敵対勢力が懐柔策を展開した場合には、中国社会から一定の反応が示されることがあった。支那派遣軍総司令部上海機関によれば、一九三八年九月末から一月初旬にかけて延安で開催された中国共産党拡大六中全会の後、共産党新四軍副軍長の項英は江南抗戦における「新段階」の任務について論じたが、このとき項英は、日本軍と対峙していた新四軍の状況をまとめた上で、「敵ノ最近ニ於ケル政治上ノ企図」として以下の点を列挙し、日本軍及びその占領地政権が紀律厳守や宣伝等を通じて民心の獲得に取り組んでいたことについて述べている。

「敵ハ蕪湖、南京、鎮江等ニテ反共運動大会ヲ挙行シ民衆ヲ強迫シテ参加セシメ写真ヲ撮リテ各地ニテ大会ガ如何ニ重大デアツタカ群衆ガ如何ニ多ク参加シタルカヲ宣伝表示シ以テ其奸計ヲ遂ゲ我国抗戦ニ影響セシメント企図シタノデア  
ル」。「金銭ヲ用ヒテ漢奸ヲ買取シ日本勝利、中国失敗ノ消息ヲ各方面ニ宣伝シ我民衆ノ抗戦意志ヲ動揺セシメソノ抗戦

熱ヲ低下セシメントシタ」。「謠言挑発ヲ以テ国共ノ合作ハ既ニ破裂シ内部ハ既ニ分散ヲ来シタト言ヒ江南民衆ヲシテ抗戰意志ヲ喪失セシメ抗戰情緒ニ影響ヲ及ボシタ」。「平和ノ口号ヲ提出シ安居樂業ヲ以テ標語トナシ中国政府、中国軍隊、国民党軍、及び共產黨軍ハ平和ヲ破壞シ戰爭ヲ惹起スルト言ヒ民衆ガ安居樂業ヲ欲セバ蔣介石ニ反対シ共產黨ニ反対セザレバ不可ナリト言ツテ居ル」。「農村振興、商工業恢復棉業蠶業等ノ口号を用ヒ民心ヲ買収ス」。「継続シテ武力脅威ノ方法ヲ用ヒ民衆ト軍隊ヲシテ敢テ接近セシメズ、而シテ日寇ハ民衆ニ向ツテ曰ク若シ遊撃隊ガ活動セズ民家ニ居住セザレバ吾々ハ焼キモセズ殺シモセナイト又布告揭示ノ方法ヲ用ヒテ新四軍ガ此処ニ居ラザレバ吾々ハ焼殺セズト言ツテ居ル」。「自己ノ紀律ヲ厳守シ乱殺乱焼ヲ停止シタ。敵ハ占領地ニ進入スル以前ニ先ニ漢奸敵探ヲ派シテ民衆ニ宣伝シ昨今ハ日本ハ焼殺セズト言ヒ大衆ヲシテ逃走セシメズ先ニ逃去スルモノハ誰デモ先ニ焼殺シタ、翌日敵来リ果シテ焼殺セズ此種欺瞞手段ヲ以テ人民買収シタ」。「各種ノ些細ナ恩恵ヲ与ヘテ居ル。敵軍ハ常ニ飴菓子ヲ携帯シテ中国ノ小供ニ与ヘテ小供ニヨリテ中国人ノ好感ヲ得、中国人民ノ日本軍ニ対スル民族的仇恨ヲ減少セントスルノデアル」。<sup>(27)</sup>

そして、以下の諸点を挙げて、敵対勢力と土匪や青幫等の地方武装勢力との間に一定の結びつきが生まれてきたことを明らかにしている。

「土匪ヲ買収シ治安ヲ攪乱シ人民ニ危害ヲ加フ、コハ一方ニ土匪ヲ情剿シ民衆ノ観心ヲ得ントスルノデアル」。「両股ヲカケル輩ヲ強迫シテ日寇ニ味方サセ此等両股連中ノ関係ヲ利用シテ人民ノ團結ヲ阻害シ此等ヲ完全ニ敵ノ工具トナサントスル」。「武力ヲ用ヒテ地方ノ有志ヲ脅威シ維持会ヲ組織セルガ尚有志ヲ捕ヘ来リテ条件ノ承認ヲ強迫シ一部ノ意志薄弱ナル人々ヲ利用シテ偽組織ノ造成ニ成功シテ居ル」。「大刀会や青幫ノ首領ヲ利用籠絡シ一方ニ於テハ彼等ヲ利用シテ群衆ヲ欺瞞シ群衆ノ抗戰組織ヲ破壞シ他面ニハ此等群衆首領ノ封建関係迷信心理ヲ利用シ群衆ヲシテ敢テ反対セシメズ

又敢テ抗戰工作ニ参加セシメ無イ、即チ青幫ノ主腦安情ノ聯合組織ヲ利用シタ、青幫ハ江南ニ於テ大ニ發展シ居ルガ農民ノ破産ト帝國主義ノ彼ヲ利用スル為ニ其發展ヲ来シタノデアル。青幫ノ組織内ニハ無頼漢アリ工人アリ又多数ノ農民紳士ガアル日寇此等ノ關係ヲ利用シ彼等ヲ利誘シ彼等ヲ牽制シ彼等ヲ抗戰方面ニ發展セシメナイノダ而シテ青幫ニ加入セル者ハ各々一個ノ鑑札ヲ有シ自由ニ活動シ得ルノミナラズ日寇ノ殺害ヲ免レテ居ル故ニ青幫ニ加入シバツスヲ得バ良民証ニ比シ尚有効デアル因ツテ又日寇ハ青幫ヲ利用シ抗戰組織ヲ破壊シ且ツ敵ノ統治区外ニ打入ルノ活動ヲ企図セルノデアル。「江南ニハ七多(七ツノ多キモノ)アリト言フ即チ麻雀ヲ打過ギ茶館、浴場ガ多ク大刀会、土匪、青幫及ビ兩股派ガ多イ」、「此七多ガ相混合シテ此奇異ナル江南社会ヲ構成セルノデアル、而シテ敵——日本帝國主義ハ正ニ此等特點ニ對シテ此等特殊現象ヲ利用シ努力且ツ組織シテ群衆ヲ奪取シ此地区ヲ鞏固ニシ抗戰力量ヲ分散シ吾々ヲ進攻スルノデアル例ヘバ青幫ノ領袖玉清ヲ利用シ青幫聯合会ヲ組織シ大刀会ノ關係ヲ利用シ又太平安樂ノ風習ヲ利用シ和平ノ口号ヲ提出スルガ如キデアル」<sup>(218)</sup>。

これらの地方武装勢力や所謂「兩股派」を抗戰に向かわせるには、新四軍としても「作戰勝利」や「地方民衆ニ對スル激励ト組織」によつて抗戰情緒を高める必要があつた。項英は以下のとおり述べている。

「南京陥落後多数ノ散失セル小銃アリ地方ノ遊撃隊ヲシテ普遍的ニ發展セシメタ、但シ此等遊撃隊及ビ大刀会、青幫ハ小銃ヲ有シタ為反ツテ各自ニ割拠シ税金ヲ取立テ多クノ人々ハ遊撃隊ニ名ヲ借り大ニ金儲ケヲナシタ其後我軍進入シ作戰ノ後迄引續キ行ハレタガ今日ニ至リテハ吾々作戰ノ区域内ニ於テハ此種現象ハナク此等遊撃隊ハ反ツテ江南抗戰ニ欠クベカラザル力量トナツタ。「南京陥落後中国軍隊ガ此等地区ヲ撤退シタル為地方ノ遊撃隊ハ蜂起シタ但シ政治上ノ指導ナカリシ為此等遊撃隊ハ反ツテ日本帝國主義ニ反對セズ常ニ民衆ヲ攪乱シタ、加之日本帝國主義ノ最モ残酷最モ野蛮ナル手段ハ更ニ民衆ノ抗戰情緒ヲシテ低落セシメタノダ、大刀会自衛隊等ハ自衛的武装デアルガ一方ニ於テハ日本帝國

主義ニ敵対シ他面ニ於テハ又吾々中国ノ遊撃隊ニ敵対シタノデアアル、但シ吾々ノ軍隊進入後ハ吾々ノ作戦勝利ト地方民衆ニ対スル激励ト組織ニヨリ江南民衆ノ抗戦情緒ヲシテ大ニ高メ且ツ積極的ニ吾々ノ作戦ニ配合セシメタノデアアル。

「南京陥落後中国軍隊ハ退去シタコハ両股派ヲシテ大ニ發展セシメタ彼等ハ大部分江南ノ富裕階級ニシテ自己ノ利益保持ヲ主眼トシ両方面ニ向ツテ機嫌ヲ取り自己ガ侵犯セラレザレバ好シトシタ但シ我軍進入以後彼等ハ漸次吾々ニ轉向シテ来タ而シテ敵ハ即チ両股派ヲ威迫シ強迫シテ両股派ヲ敵ニ味方セシメントシタ、然シ吾々ノ正確ナル統一戦線運用ト吾々ノ堅決セル作戦ニヨリ相当ニ両股派ヲ奪取シ日本帝国主義ノ懷中ニ走ラセナカッタノダ、若シ吾々ガ更ニ大ニ努力セバ吾々ハ両股派ノ現象ヲシテ消滅セシメ得ルノデアアル今ヤ此種両股派ノ現象ハ江南民衆ノ抗戦情緒ニ影響セル為吾々ハ政治上ニ於テ動員シテ作戦ノ勝利ヲ計リ同時ニ如何ニカシテ両股派ヲ奪取シ彼等ヲシテ堅ク抗戦ノ一方面ニノミ立タセネバナラス」。「大刀会ハ当初ヨリ中立シテ居タ、最近日本帝国主義ガ大刀会ノ首領ヲ買収シ間接ニ彼等ノ統治ヲ計レルモ一部分ハ既ニ吾々ニ奪取セラレテ積極的ニ抗戦ニ参加シタ、但シ大部分ハ尚中立ヲ現シテ居ル」。「南京陥落後青幫ハ機ニ乗ジテ發展シ多数ノ人々ハ青幫ニ頼リ彼等ノ生命財産ヲ保持シタ但シ吾々ノ軍隊進入後ハ政治上ニ於テ彼等ヲ奪取シ抗戦ノ一方面ノミニ立タセ決意シテ日本帝国主義ニ反対セシメタ但シ此工作ハ僅カニ武装セル青幫ニ対シテノミナサレ非武装ノ青幫ニ対スル工作ハ尚不十分ニテ彼等ヲ動員シテ抗戦団体内ニ加入サセ又敵ニ利用セラル事無キヲ得ナカツタノデアアル」<sup>(29)</sup>。

## (2) レジームの内側への「混入」

第二に、党の政治的意思とは必ずしも一致しない実利的な人々は、レジームの内側にも入り込んでおり、組織面での弊害をもたらしつつも権力の実体を構成していたことである。先ほどの楊惠庄の報告が、皖南の根拠地周辺における公務員による「密輸の隠蔽」や「不肖部隊」と「悪徳商人」との結託を問題として指摘していたことは先述のとおりであるが、このような動きは皖南だけに限られたものではなく、一九四二年一〇月、劉瑞龍が淮北辺区の参議会で行った報告は、三年間にわたる経済工作の成果をまとめた上で、工作には依然多くの欠点があ



るとして当時の実情を以下のように説明している。財政経済工作において体系や制度を作ったが、税収工作は本当に軌道に乗っているわけではなく、法令が遵守されずに賄賂による不正等が行われている。「食糧については、規定に従わずに勝手に多く徴収することがあるばかりか、ひどいときには密輸を隠蔽し、好き放題に食糧搬出している。こうした現象が発生した原因は、政府による監督が行き届かず、直ちに是正されないことによる。現在、汚職犯罪を行った数名の者は高等法院に置かれており、民衆は汚職行為を発見すれば誰でも政府に告発することができるようになっている」<sup>(20)</sup>。

また、不正な税徴収や物品の没収等が行われ、部隊内に相当数の「不良分子」が混入していた当時の状況について言及したものとして、新四軍豫鄂挺進縱隊路西指揮部の楊学誠政治委員と夏忠武政治部主任による「徴兵上ノ不良現象ヲ一掃シ民衆ノ獲得ニ努メントス」と題する一九四〇年一〇月の訓令がある。まず、同訓令は当時の情勢を以下のように認識していた。最近敵は漢宜、平漢、襄花等の路線より大兵力を増加し、すでに豫南、鄂中、鄂北等の戦線において大規模な戦闘を展開し、敵の後方においては自由な部分的掃蕩はなし得ず、同時に漢奸汪精衛一派は各地に偽「和平建国軍」を組織し所謂「綏靖」、「清郷」工作を進め、同時に頑迷分子は到るところに武装的摩擦をなし我を攻撃し来ること益々大にして已むことなし。このような事実は的確に我が豫鄂辺境の重大性と闘争の尖鋭化を実証するものなり。目下のところ、この種緊張した局勢を克服し、乃至はこの種局勢の好転を得て完全なる抗日根拠地を建設することが我が全党及び辺区人民の共同の要求及び共同の任務なり。ただし、この任務の完成を負担するにあつては専ら我が党及びその指揮下にある武力によらなければ不可能であり、よつて豫鄂辺区の党と部隊は一層「抗日民族統一戦線」を拡大し広大なる人民を團結するとともに中間分子、中産階級を掌中に収めて喜んで服従、團結させ、党の周囲において共同奮闘させることを必要とする。これは党が目下日本軍及び頑迷派に勝つ基本的政策の一つである。今日われわれは確実にこの正確な指示を把握して、新兵動員

により武力を拡充、改良し、既得政権と祖国を鞏固にし、さらに地域政権を拡大し、抗日根拠地を鞏固にする。ことを工作上の指針としなければならない。もしそれができなければ、中間分子を我々より離脱させ、我々を孤立に陥らせるであろう。<sup>(21)</sup>

しかし、同訓令は続けて当時の状況を以下のように指摘している。新兵動員の過程において民衆に対し紀律上幾多の不祥事件が行われ、単に中間分子の相反する者を團結させることができただけでなく、むしろ中間階級層の利益を侵害し、中間分子を我々から離脱させた。これは目下の中間分子を獲得すべき方針と完全に相反するものであり、具体的な事実を挙げれば、「新兵動員ニ於テ吾人ハ単ニ民衆間ニ新四軍ニ参加ノ執心ナル思潮ヲ醸成シ得サリシノミナラス反テ民衆ノ恐怖的現象ヲ造成セリ、一部ノ部隊ハ安陸県内ニ於テ『旅行者』タルモノヲ『逃亡壮丁』トシテ捕ヘ中山、上郷ニ於テハ『逃亡兵』ヲ逮捕スルトテ人民ヲ殺セリ」。「財政経済政策ノ破壊」事例として、「巡店一帯ハ私的ニ米穀販売ノ通過証ヲ発行シ桑求方面ニテハ郷政権ヲ通セスシテ米税、豚税ヲ徴収シ小商人ノ物品ヲ漢奸トシテ没収セリ」。「民衆ノ利益ニ違反」した事例として「應城、雲夢県内ニテハ壮丁ヲ乱徴シ賄賂ヲ取り賭博ヲ公開シ中山、上郷ニテハ逃亡兵逮捕ニ籍口シテ人民ヲ捉ヘ民衆ヲ脅迫金品ヲ得ントスル等民衆ニ対スル態度ハ甚タ悪シ」。また「行政吏員ヲ脅迫シテ行政吏員ノ威信ヲ破壊、應城ニテハ行政吏員ヲ逮捕シ票樹ニテハ保長ヲ拉致殴打セリ」。こうした「不良現象」の原因として、「浮浪人、無頼、投機的分子及団防或ハ過去ノ地方武装民中ノ相当數ノ不良分子カ吾人ノ部隊内ニ混入シ彼等民衆ノ利益ニ反シ中間分子ノ利益ニ反スル方法ヲ吾人ノ部隊内ニ持込ミテ之ヲ用ヒ甚シキニ至テハ故意ニ民衆ノ利益、中間分子ノ利益ニ反スル事ヲ取テシ吾人ト住民トノ關係ヲ破壊シ我新四軍ノ民衆内ニ於ケル威信ヲ破壊セリ」。<sup>(22)</sup>

黨員としての「自覚」の問題は浙南においても報告されており、このことも実利的な人々による「混入」の存在を示唆するものである。中共浙南特委が一九四二年一〇月五日付で発出した「黨員としての自覚のための教育

(中文・党性教育)の各級党への具体的な実施に関する指示」は、「なぜ党員としての自覚のための教育を実施する必要があるのか」について論じる中で以下のとおり述べている。

「今日の各級党の実状(指導機関から支部まで、幹部から党員まで)を検査すれば、党員としての自覚を様々に違反する傾向や現象が依然として相当濃厚に存在している。このことは、組織を尊重しない、党の指示の執行が断固でない、英雄的な態度と家父長制度、策略への違反と党紀の破壊、個人の最優先、他人への嫉妬、理論軽視、学習しようとしていない、他人への攻撃、自らの向上、腐敗汚職、自由散漫、面と向かつては言わない、背後で批判する、うぬぼれる、誇張して大風呂敷を広げる……等等に現れている」。

浙南でこのような状況が生じていた背景の一つとして、もともと組織としての厳密さが不足しており、外部からの「混入」に脆弱であったことが挙げられる。時期的にはやや前後するが、中共浙南特委が一九四一年九月二日付で発出した「鼎平工作に対する自己批判(中文・検討)及び今後の工作の指示」と題する文書は、「鼎平の党は指導上、工作上に多くの欠点、さらには誤りが存在したために、またも今日のような損失をもたらした」と述べ、悪い結果を招いた理由として以下の点を指摘していた。「組織工作が終始秘密に対する注意を欠いており、敵のスパイ、回し者、投機、反逆分子(中文・敵探、奸細、投機、叛徒分子)等が気に乗じて党内に混入することができた……同時に、党内の横の関係は異常に複雑で、公開の工作与秘密工作が混ざって一緒に議論され、公開の幹部と秘密幹部にも何ら区別なく、党内の秘密事情は党外の皆が知っていた」。「頑固分子に対する闘争は受動的な位置での対応だけであり、積極的に政治や組織の面から攻め込まず、例えば、積極的に敵後方に向けて工作を展開し、××××闘争を発動することをせず」、それは特に「労働者及び各地の農民の食糧闘争(等)」におい

てである。「特委は鼎平の党がもしこの工作と闘争を展開できていけば、今日の環境は必然と大きく異なっていたと信じている」。また、「階級面での警戒性が十分に注意されず、政治面において党を守る工作の出来が悪く、党内に混在した敵のスパイ、回し者や反逆分子に対する探索が上手く出来ず、同時にすでに発見した悪質分子に対して断固たる適当な処理がなされず……、結果としてそれを最後には裏切る方向へと向かわせ、表立って反党、民衆破壊工作を行わせてしまった<sup>(24)</sup>」。

また、中共浙南特委が一九四二年一月一日付で発出した「当面の浙南の党の中心任務に関する指示」と題する文書には以下の記述があり、「匪賊分子」のみだりな取り込みがあったことについて言及している。「浙南の党、特に元の基本地区は一九四〇年以来、抗戦の形勢の逆流から主観上の弱点と誤り、さらには反逆者による無知な投降と裏切り等の原因により、多くのあつてはならない損失を蒙った」。党による「策略指導」上の問題として、「匪賊を獲得する過程において、右寄りのときには階級面での警戒性が下がり、匪賊分子のみだりに武装グループに取り込み、彼等を我々の基地に自由に出入りさせ、結果、トロツキスト分子はこれを手がかりに利用して党の工作を破壊できるようになっただけでなく、民衆の視線を混乱させ、匪賊とはすなわち共産党で、共産党も匪賊と同等であると思わせてしまった」。なお、同指示は続けて、「他方、左寄りのときには『殺戮』政策をとり、匪賊になったことがある分子の階級区分や経歴を問わず、彼らの思想が変化し得るものなのか、その程度はどうかといったことも構わずにひたすら殺し、さらには公開で殺すのである。所謂『反匪賊』闘争の展開は、ただひたすら富農分子と連絡をとるばかりであり、ひいては『反匪賊』の方法を階級の敵に伝えてしまったのである」と述べ、ときに急進的な「左」への揺れ戻しがあつたことにも言及して<sup>(25)</sup>いる。

実利的な集団によるレジームへの「混入」を促したものととして、党というレジームが、徴税、「悪徳商人」逮捕、「漢奸」撲滅等を通して様々な利益追求の手段をもたらず存在であつたことが挙げられる。例えば、皖南で

二一県を統轄する「皖南特委」の一九四一年六月付工作報告は共産党の財政経済政策について以下のように述べている。共産党は食糧や豚毛等の物資の対外輸送を禁止し、合作社による油や塩の販売や、民衆の代わりに米の買付けを行っていたが、「我々の方法でうまくなかったのは、我が軍と遊撃隊による金銭の工面方法である」。一九四〇年一月以前、各支隊や遊撃隊が徴税、悪徳商人の逮捕、「漢奸」の撲滅等を行っていたが、「ときに、官僚的態度で商人に金を要求したり、やたらと悪徳商人のレッテルをはったりすることがあった。また、遊撃隊が食糧不足の際、群衆に金銭を寄付させても宣伝や説明を行わなかったり、負担の割り当て（中文：攤派方式）や命令による方法をとったり、金を借りる名目で金を要求したりした結果、一人一人の商人が何度も寄付しなければならず、我々に対する不満が生まれてしまった」<sup>(226)</sup>。

一方、当時の主要な物資調達手段の一つが、敵からの収奪や商人・地主からの財産没収であったことは、実利的な集団がもつ実力にも、レジームの維持、拡大に資する側面があったことを示唆するものである。先に引用した葉進明の回顧録によれば、安徽省の巢県、無為、廬江一帯は新四軍江北遊撃縦隊の活動地域であったが、部隊の俸給や軍用装備は当初国民政府から供給されていたものの、餓死しない程度のわずかなものであり、部隊の需要をとて満足せるものではなかった。当時、江北遊撃縦隊の主な物資の調達先は、敵からの収奪と民衆による物的援助であった。しかし、しばしば食べるものがない状態であり、急場しのぎの知恵で思いついた方法は、かつて江西の紅軍が「土豪劣紳」や「悪霸地主」から財産を没収して部隊の物資調達に当てていたのを「統一戦線」の方針に矛盾しない形で応用し、「漢奸地主」や「売国奸商」を攻撃してその財産を没収することであり、これは当時「打資敵」と呼ばれた。軍事行動としてある城鎮を攻め込んだ際には、敵の銃器、弾薬を奪取しただけでなく、「偽鎮長」、「偽保長」と「漢奸地主」、日本語が書かれた住宅等、上から下まで一通り財産を没収し、民衆も兵士たちも誰もが興に乗り夢中になった。<sup>(227)</sup>

興亜院華中連絡部の一九四一年五月付報告書は「軍需物資ノ調達」の項において以下のとおり述べ、路東地区周辺の新四軍部隊が強制的な献納や徴発を行っていた当時の状況を明らかにしている。

「搬出禁止ノ穀物ガ如何ニシテ軍糧ニ召上ゲラレルカ、普通新四軍ノ長期ニ駐屯シ政治的ニモ経済的ニモ一応安定シテキル地方デハ一定ノ公定価格ニヨル買上ゲト救国公糧ニヨル徴用トカラナリタツテキルト思ハレルノデアルガ、路東地区デハ未ダ基礎ガ確立サレテキナイ故カ、徴発乃至ハ強制的献納ガ特ニ目ニツク様デアル。次ノ談話ハ直接軍需品ノ調達ニ関スルモノデハナイガ興味ガ有ルノデ記載シテ置ク、(揚州華商談話) 蘇浙省境ノ蒋壩地方ニ新四軍ガ来駐シタ時、先ツ家産五萬、十萬トイフ富豪ヲ招待シタ。第一回ノ招待ハ全ク儀礼的ノモノデアツタガ、第二回目ノ招宴ニテハ軍資金ヲ貸シテ貰ヒ度イトイフ話ニナツテ、新四軍側カラ千元ヲ要求サレタノヲ三百元カ五百元位ニ負ケテ貰ツテ話ガ纏ツタ。第三回目ノ招宴デハ二千元ノ要求ニ対シテ千元デ話ガ出来タ、第四回目ニハ四千元ノ申込ニ二千元ヲ提供シタ。斯ウ言ウ風ニ招待ノ都度軍資金ヲ要事サレルノデアルガ、田舎デハ富豪デモ現金ヲ常ニ持ツテキル譯デハナイノデ三回目位マデハ応ジテキルガ、ソノ後ハジ切ナクナツテ村ヲ逃ゲ出スノデアルト」<sup>(238)</sup>。

この「揚州華商談話」に対して、同報告書は「コノ様ナ強制的ナ献納ハ寧ロ少イノデアツテ徴発ガ多イト思ハレル」と述べた上で、「次ニ純然タル情報デハアルガ調査区域ニ行ハレタ大キナ徴発ノ事例ヲ掲ゲル」として以下のように述べている。

「一、新四軍第五支隊ハ来安県水口鎮ノ各保毎ニ大麦小麦、黄豆、各四十担ヲ徴発スル旨布告ヲ發シテ保甲長ヲ其ノ責ニ任せシメルコトトシタノデ保長ノ逃走スル者多シ(六月)」。二、天長県六合県下ニアル第五支隊直轄郷区ノ泌澗鎮長興集ノ各保甲長ニ対シ第五支隊ハ次ノ如ク要求セリ、「各保ヨリ小麦一〇〇担、此ガ不能ノ保ハ一千元ヲ納入、尚男

女ヲ問ハズ要求ニ応ゼザル各保ニ対シテハ各保ノ財産一切ヲ没収ス」ト(九月)。「三、天長県南方清水塘一帯ニ在ル新四軍直轄常備隊ハ各保甲長ヲ召集シ三日内ニ各保ハ小麦一五〇担若シ不能ナレバ豆類ヲ提供スベシ、之ニ応ゼザレバ一家ハ勿論保甲全部ヲ償却スト嚴命ス(十一月)。「四、揚州四方ニ蟠踞スル新四軍蘇皖支隊司令陶鏞ハ軍需ノ充実ヲ図ルタメ大量ノ徵糧代価券ヲ濫發シ農民ヨリ糧穀稅ヲ強徵スル外、六月八日村長數名ヲ拉致シテ身代金ヲ要求セリ」。「五、六合附近ノ第五支隊ハ糧秣不足ノタメ郷鎮長ヲ召集シ「一保ニ付米八石乃至六石ヲ獻出スベシ若シ応セザレバ軍律ニヨリ嚴罰ニ処ス」ト言渡セリ」。「六、六合県ノ新四軍第五支隊ハ第四区長ニ対シ軍費六萬元、米二千担ノ強徵ヲ命シタルモ区長ノ哀願ニヨリ軍費二萬元、米八百担ニ輕減シ之ヲ三期ニ分チ令入スルコトナレリ」。「七、新四軍系盱眙県長ハ糧秣獻納ニツキ次ノ命令ヲ發セリ」、「前線ニ於テハ食糧ノ需要緊急ヲ要スルニ付キ即日命令通り糧秣千石ヲ……駐屯スル第五支隊司令部ニ輸送スベシ、各郷区所ニ貯藏サレタル小麦二百石宛ヲ三日以内ニ該司令部ヘ發送スベシ」。「以上ハ現地機關ニ入手サレタ情報ノ中ヨリ拾ツタモノデ、勿論單ナル情報ニハ過ギナイノデアアルガモツテ新四軍側ノ情況ノ一半ヲ想像シ得ルデアラウ」。

(3) 具体的な実力に基づく結びつき

第三に、実利的な性格の集団を自らのレジームに引きつけるためには、実力を具体的に示すことが重要であったことである。地方武装勢力や「両股派」を抗戦に向かわせるにあたり、「作戰勝利」や「地方民衆ニ対スル激励組織」によって抗戦情緒を高める必要があったことを前述したが、新四軍が外部との結びつきを利用して行っていた物資調達からも同様の特徴を看取することができる。まず、先に引用した登集団司令部の一九四二年一〇月付「敵側軍隊ヲ通ジテ觀タル經濟抗戦力觀察資料」には、「新四軍其他遊撃隊系」の「現地物資収集及代價支払状況」について以下の記述があり、新四軍部隊が日本軍占領地域からの「物資吸引」等によって必需物資欠乏の困難を凌いでいた様子を明らかにしている。

「我方対敵経済封鎖ノ強化ニヨリ敵匪地区ニ於ケル日用必需物資例ヘバ食塩、燐寸、煙草、砂糖、蠟燭、藥品、染料等ノ欠乏ハ深刻ナルモノアリ敵匪ハ之等必需物資ノ代用品ノ生産並ニ使用、消費規制等ニ努ムルト共ニ密ニ調達員ヲ潜入セシメ奸商ヲ利用シ高価ニテ購入スル等各種ノ手段ヲ盡シテ我占拠地区内ヨリノ物資吸引ニ奔走シツツアリ」。「カクシテ儲備券工作実施当初ニ於テハ之ガ流通阻碍工作ヲ試ミアリタルモ遂ニ抗シ得ズ一部地区ニ於テ流通ヲ認容シ儲備券ニヨリ我方ヨリノ物資購入ヲナサントシアル事例アリ」。「溧陽附近ノ敵匪ハ民衆ノ儲備券使用ヲ許可シ高郵地区新四軍ハ軍票、儲備券ノ入手ヲ積極化シ以テ物資欠乏ニ対応セントシアリ、旧法幣ノ没落ニヨル民心不安ハカクシテ敵匪地区ニ於テハ益々激化シ現地物資ノ合法的収集ニ著シク困難ヲ来セルモノノ如シ、カカル傾向ヲ新四軍ニ就テ若干引例セバ次ノ如シ」。「溧水、溧陽、高郵、金壇、丹陽、金壇、溧水四県ノ地区ヨリ物資(穀物類)ヲ他県ニ搬出シタル場合ハ其ノ価値ニ応ジ強制的ニ他県ヨリ日用必需品ヲ購入帰来セシメアリ(諜者報)<sup>230</sup>」。

先に引用した葉進明の回顧録にも、新四軍の一部の部隊による「偽軍」に対する買収や強制を通じた徴税活動に関する言及があり、先のことを考える「偽軍」の頭目らは新四軍部隊への上納を拒まなかったとされている。葉進明によれば、「打資敵」による資金調達は便利であったが、収入は不安定であったため、江北遊撃縦隊は国民政府の租税法令を参照し、「過境税」(所謂通行税)や「地方税」等の徴収を開始するようになったという。専門の徴税要員はいなかったが、遊撃隊自身が徴税を行い、一部の遊撃隊長は「徴税隊長」として活動した。当時まだ政権は成立していなかったが、遊撃隊が徴税する際には「抗日民主政権稅收処」の名義が用いられた。「過



境税」は比較的簡単な徴税形式であり、外来の船舶や車馬が江北遊撃縦隊の地域を通過する際、およそ貨物を積んだものは江北遊撃縦隊に納税しなければならぬというものであった。その後、江北遊撃縦隊は「偽軍」の頭目を賄賂で買収し、数名の精鋭幹部を「偽軍」に進入させて「税收幹事」とし、「偽軍」を通じて「過境税」の徴収を行った。「偽軍」が徴収した税金は江北遊撃縦隊に上納することとされたが、「偽軍」の頭目の大部分は地主や富農の子女であり、先のことを考える彼らは大抵江北遊撃縦隊への上納を拒まなかったという。なお、葉進明の回顧録は、これらの状況はこの地域の根柢地政権の前身となる「人民抗敵聯防委員会」が成立する一九四〇年より以前のことであるとしている。<sup>(23)</sup>

続いて、葉進明は湯家溝における新四軍第七師の物資調達活動について以下のように述べ、同部隊が日本軍占領地域に対する物資の出廻り制限や汪精衛政府の關係者を通じた「密輸」を行っていたことを明らかにしている。葉進明によれば、湯家溝の長江対岸にある蕪湖は古来より中国国内の四大米穀市場の一つであり、日本軍と汪精衛政府が設置した「軍糧統購委員会」が軍糧の収買を行っていた。これに対し、新四軍第七師は湯家溝の長江沿岸に大軍を駐屯させ、港や渡し場を封鎖して米の流通を制限することにより、「軍糧統購委員会」の収買可能な食糧を減少させると同時に大量の食糧を掌握した。また、皖南の地下党は日本軍と汪精衛政権の支配下にある商人に対する工作を強化し、「軍糧統購委員会」の主任である汪子東や、同委員会の軍糧収買を監督していた「南木」という日本人とも秘密で連絡をとっていた。汪子東は汪精衛と親しく、新四軍は汪子東を通じて南京と關係を構築することに成功し、この關係を利用して、それまでに収集してきた巨額の法幣や儲備券を用いて南京や蕪湖で必要な軍用物資を買い付け、さらには軍部が必要としつともなかなか手に入れることができなかった日本円や米ドル等の外貨を取得することができたという。<sup>(24)</sup> なお、一九四四年以降のことであるが、葉進明によれば、新四軍はこうした汪精衛政府側との關係を利用してアヘンを輸送し、軍用物資と交換していたとされている。<sup>(25)</sup>

加えて、新四軍が地方勢力を引きつける上で具体的な実力を示すことが重要であったことを示す事例として、以下の新四軍による茅山での地主の動員事例を挙げることができる。新四軍は進軍の過程で各地方を通過する際、その土地の社会情況、地形、敵情を知るために、座談会の開催や地方人士に対する訪問を行い、また活動人員を獲得するための訪問や調査活動にも取り組んでいた。<sup>234</sup>新四軍が茅山に根拠地を構えようとした当時、茅山には紀振興という有力者がいた。紀振興は、茶の生産が盛んな茅山にて茅峰茶を生産する大企業茅麓公司を経営しており、茶園、茶農、佃戸を支配する江南有数の大経営地主であった。また、紀振興は海外留学経験を有するクリスチャンであると同時に、地主の間で威信を持つ政治家でもあり、独自に武装していた紀振興は、二〇〇名の広東人兵に、歩兵銃から重機関銃、迫撃砲まで有していた。当時、紀振興の生産する茶が国際市場で日本茶商による締め出しに遭っていた<sup>(235)</sup>だけでなく、茅麓公司が日本軍の戦闘機による爆撃の被害に遭っていたため、日本側との利害対立があった。

この紀振興に対して、新四軍と日本軍がそれぞれ協力を求めてアプローチすることになるが、紀振興が新四軍を認めたのは、新四軍が実際に遊撃戦を展開してからであった。『新四軍故事集』に記載されている交渉経緯によれば、陳毅が初めて紀振興に接触したとき、紀振興は新四軍の装備を見下していたという。その後、新四軍が韋岡と新豊で遊撃戦を展開してから、紀振興は新四軍に敬服し、新四軍に接近を始め、労いの物資(薬品)を提供した。陳毅は積極的に紀振興を抗戦に動員しようとしたが、陳毅の分析では、「日本は彼を動員できないであろうが、抗戦に動員できるところかはまだわからない。現在、彼は我々との関係を有しているが、それは主に彼の四十万の投資と二十年の経営を守るためである。しかし、彼が中立でいるのは一時的なものであるため、我々は一切の手を尽くして彼を抗戦に動員して我々の側に傾け、最低でも彼の中立を維持させて投敵させてはならない」。それから、陳毅は紀振興と頻繁に往来し、関係をより近いものとし、国民党から新四軍への経費、物資供

給が停止されたときには紀振興が物資の援助を行った。しかし、一九三九年に日本が茅麓公司を占領すると、日本軍は紀振興の動員に乗り出した。茅麓公司が新四軍の攻撃対象となることを恐れた紀振興は新四軍と連絡を取るが、これに対して、陳毅は一通の手紙を送り、茅麓公司を離れ、敵との関係を断ち、皖南にて新四軍が迎えたいと伝えた。紀振興は、皖南に行くことはやりきれないが、国民党のところへも行かない、二百の兵を新四軍に送るので抗戦部隊として組織して欲しい、自分(紀振興)は上海にいく旨回答し、その後、上海から物資を供給し続けたのであった。<sup>(23)</sup>

## 結論

### 一、「密輸」の全体像と発生原理

本稿の第一章から第三章を通じて、日中戦争下の長江流域において日本軍とその占領地政権、国民党及び共産党新四軍がそれぞれ直面していた「密輸」の状況をまとめてきた。当時の「密輸」という現象についてはさらなる探求の余地があり、参照すべき関連資料もまだ数多く残されているが、本稿の結論として、各章を通じて観察されたそれぞれの地域の状況を総合した上で、共産党がいかに成長し、中国を統一したかという点について新たに何を語るができるのかを論じ、議論を一旦総括することとしたい。特に、伝統的な歴史観において、これらの三つの政治勢力は互いに性格の異なるものとして扱われてきたが、本稿ではむしろ、「密輸」という共通の現象からそれぞれの勢力が同様に直面していた社会的な力学について議論を深めてみたい。

はじめに、本稿を通じて確認できた当時の状況として、盧溝橋事件の発生後、長江流域には日本軍、国民党及び共産党新四軍の三つの政治勢力が展開し、広範な品目の物資に対する管理統制をそれぞれ実施したが、いず

れの地域においても「密輸」の発生が問題となっていた。まず、長江デルタ周辺を占領下に置いた日本軍は、軍事行動が一段階を画した一九三八年末以降、その支配地域内において広範な品目を対象とする物資の移動制限を本格的に開始するとともに、重要物資に対する統制収買を実施した。これにより、物資の市場への出廻りが全般に減少する中、日本側は域内における物資の流れをある程度把握するまでには至ったが、同時に、鉄道、車道、運河の利用が便利な場所が「密輸」の中心地となり、小規模な「密輸」はあらゆる地方に存在すると言われる状況に直面した。奥地の遊撃隊活動地域に向かう物品には煙草、工業製品、日用品等があった一方、上海方面に向かう物品には米、生糸、卵等があり、当時の日本側関係機関の報告書によれば、一九三九年から一九四〇年当時日本側が手にした原料繭は生産額全体の四割見当、日本商社の綿布販売量は華中各地の総販売量の五%から一〇%である等、少なくない品目において上海の中国商人や第三国商人が日本側よりも多くの物資を獲得していた。

次に、南京から重慶へと首都を移転させた国民政府は、戦線が拡大するにつれて戦時経済のための組織整備に着手するとともに、日本側製品の流入や物品による利敵行為を防止するための貿易管理を開始した。その実態として、禁輸物品である「敵貨」の流入が相当規模で行われ、特に、戦局が膠着状態に入った一九三九年から規模な「密輸」が横行し、日本軍占領地域と国民政府支配地域との境界線周辺にいくつかの「密輸」の中継点が形成されて物資輸送の中心地として繁栄するという状況が出現していた。同時に、禁輸物品の流出も問題となっており、桐油、茶等の輸出品から食糧等の必需品までもが日本軍占領地域を含む他地域へ流出し、一部の地域では大量の食糧流出のために食糧不足が生じるに至っていたことが確認された。

共産党新四軍が主な拠点とした省境の農村はもともと物資流通量が比較的小さい地域であったが、新四軍は根拠地を拡大する中で物資の搬出入管理の問題に直面し、根拠地の政治機構を整備するにつれて物資に対する管理のための専門の制度や組織を成立させた。しかし、実際に問題が直ちに解決されたわけではなく、「密輸」は各

地で散見され、一九四〇年当時、新四軍の主要拠点の一つである「皖南の密輸は猛威をふるっており」、「どの重要な郷鎮にもその痕跡があり、たとえ小さくて辺鄙な郷村でも同様にその痕跡がある」との状況であった。また、公務員による「密輸の隠蔽」や「不肖部隊」と「悪徳商人」との結託等内部の関係者による「密輸」への関与も指摘されており、このような実利的な人々によるレジームへの混入は、党根拠地が「密輸」の発生に対して組織面の脆弱さを有し、インセンティブさえ生じれば、「密輸」はどの根拠地でも問題になり得るものであったことを示唆している。

「密輸」が横行した背景として、戦時下の長江流域では物価の地域間格差が様々な形で生じ、輸送コストを差し引いても「密輸」によって大きな利益が得られる状況が出現しており、これが「密輸」の主たるインセンティブとなっていた。例えば、一九四〇年九月当時、常熟などの長江デルタの集散地と上海との間では米の値段に二倍近い価格差が生じていたが、こうした地域間格差の原因には、戦闘や治安の悪化による市場流通量の減少、統制強化による自由な流通の阻害、収買機構の不備、中国商人による「密輸」や買占め、農民の私蔵等があった。国民政府支配地域で「密輸」が猛威をふるうようになったのは戦線が安定し、戦局も膠着状態に入ると一九三九年以降であったことは、戦闘や取締等に遭うリスクを含む物資の輸送条件をそれぞれ勘案した上で輸送方法が決定されていたことを示唆するものである。

物資に対する制御を難しくさせた要因は、地域によって多少異なっていたであろうが、本稿の観察に基づけば、総じて以下の三つを指摘することができる。第一に、地理的困難や人員不足による問題である。戦線が長く、山岳地帯が多い地形が新四軍の取締りを難しくする一因となっていた。日本軍占領地域では主要な道路や駅に比して、郊外の比較的小さな駅には監視の目が行き届いていないことが指摘されていた。日本軍とその占領地政権が展開した「清郷工作」等の集中的な取締りが一定の効果を得ていたことや、新四軍内部で部隊の配置や運用次第では

封鎖の実効性はある程度変化し得るものであったとの指摘があつたことは、人員配置の調整や強化によって状況を多少改善できた可能性を示唆するものであるが、財政的な制約が存在していたことにも留意する必要がある。

第二に、条件次第で容易に「密輸」に関与するタイプの人々がレジームの内側に入り込んでいたことである。「密輸」を通じて大きな利益が得られる状況は、「密輸」を取り締まる側にも機会をもたらすものであり、実際、国民政府支配地域において官吏や軍人がその地位や職権に依拠して「不肖な悪徳商人」による「密輸」を放任、隠蔽、命令する構図が見られた。新四軍の根拠地周辺においても、公務員による「密輸の隠蔽」や「不肖部隊」と「悪徳商人」との結託等が指摘されていたことは先述のとおりである。また、日本軍占領地域の官憲においても人員の素養の問題が指摘されており、このような組織では一時的かつ局所的な取締強化はできたとしても、長期間にわたって取締強化の緊張感を維持することは容易ではなかつたものと思われる。

そして第三に、基層の流通機構、特に各地の事情に通じた中国商人が物資の流れに対する実質的な影響力を有していたことである。日本軍占領地域の統制収買では、従来から生産地と集散地とを結ぶ流通経路の主たる部分を担ってきた各地の仲買商人や卸売業者を管理することにより物資の流れをコントロールする方法がとられたが、取引仲業者や仲買商人らは、統制収買に対して不満をもてば、地元における資本力や組織力によって「密輸」という手段をとることも可能であつた。国民政府支配地域や新四軍根拠地においても、少なくとも報告が「悪徳商人」の暗躍に言及していることには留意すべきであり、基層流通の担い手をいかにコントロールするかは重要な問題であつたものと思われる。なお、近代上海のギルドについて研究した根岸によれば、中国社会には仲介業によって各地を結びつける商業ネットワークが形成されており、法による市場秩序を提供しない政府に代わり、仲介業者のギルドが取引秩序を統制していたのであり、<sup>(237)</sup> 基層流通に対する中国商人の影響力はこのような中国の伝統的な社会構造と関連づけて理解することも可能である。

## 二、様々な集団が様々な目的でせめぎあう空間

以上の事実関係を踏まえて、ここからは、日中戦争下の中国社会が権力の成長に対していかなる力学を生み出すものであったのかについて分析する。まず、日中戦争下の長江流域において、いずれの勢力の支配地域においても「密輸」が発生していたという事実は、統治者の政治的色彩や政策・イデオロギーとは関係なく、当時の権力は総じて「密輸」の発生に脆弱であり、「さまざまな集団がさまざまな目的を遂げようとせめぎあう空間」が中国社会に広範に存在したことを如実に示すものである。別の言い方をすれば、「密輸」が程度の差こそあれ各地域に共通した現象であったことは、いずれの勢力の意向とも必ずしも一致せず、個別の利害を優先して行動する人々が中国社会に相当数存在し、またこのような集団が主体的に行動可能な空間も多分に存在していたことを示唆するものである。

このことから、当時共産党の権力は、社会と強固に結びついて一定の方向に発展していたのではなく、社会からの様々な方向性をもった作用に直面していたとの見方が可能であり、党権力の成長には一定の不確実性が伴っていたと指摘することができる。新四軍根拠地の周辺に見られた「密輸」、特に、日本軍と「偽軍」による攻撃に際して「敵」と緊密な連絡をとって「密輸」を行った「悪徳商人」の例は、C. Johnson の peasant nationalism 論に代表される見方、すなわち、日本軍の残酷な侵略に対して、人々がナショナリズムの意識に目覚め、それを共産党が巧妙に利用したという見方とは対極に位置するものである。個人の心中にある民族主義的な意識や感情をむやみに否定する必要はないが、戦時下の中国社会にはより複雑な利害の構図が存在したと見るべきである。

また、「密輸」の存在は、日本軍占領下における統制がその厳格さを保つことができたのは時間的、地理的に限られた範囲においてのみであったことを意味するものである。そこには一定の実力ある集団が主体的に行動可

能な空間が多分に存在していたのであり、日本軍占領下の戦時統制には、「上に政策あれば、下に対策あり」という伝統的な手法がかなりの程度有効であった可能性がある。所謂「対日協力者 (collaborator)」をこうした伝統中国のアプローチとしてとらえれば、彼らが実際にどれほどの主体性を発揮することができたかという点は異なる検討が可能であるように思われる。

国民党のレジームについては、J. Eastman が「破滅の種子」という表現により国民党自身が有していた各種の欠陥を指摘したように、そもそも構造によって支えられていなかったとの見方が強く、国民政府統治下の「密輸」もまた、国民党のレジームが抱えていた不安定要素として認識可能なものである。しかし、革命が革命勢力と反革命勢力の力比である以上、この不安定要素を評価するには、共産党のレジームの状況も併せて検討する必要がある。本稿の考察に基づけば、もともと物資の往来が比較的少ない農村部を主たる拠点としていた共産党のレジームも「密輸」の発生に対して組織面の脆弱さを有していたのであり、国民党のレジームが不安定要素を抱えていたことをもって直ちにその最終的な勝敗を運命づけることは適切ではないように思われる。

他方、日中戦争が共産党の成長にもたらした有利な変化についても指摘することができる。盧溝橋事件後の攻防の結果として、国内の最大勢力であった国民党の権力が後退し、長江中下流域の中小都市や農村に、いずれの勢力による支配も浸透していない政治的空白が生まれたことに加え、日中両軍の戦闘を通じて、武器が流通して地元勢力が割拠しやすい状況が生まれ、党の勢力拡大に必要な武器や弾薬を戦利品によって調達することが可能となったことも、日中戦争が党の成長にもたらしたチャンス具体的な現れとして認識できるものである。

奥村・笹川の見方、すなわち、戦時徴発が限界に近づけば近づくほど戦時負担を公平に分かち合うべきだという社会的な圧力が高まり、中国共産党が掲げる階級闘争の論理や土地革命を受容していく社会的基盤の形成につながったとの見方については、本稿で考察されたように、当時の社会には個別の利害を優先する人々が相当数存



在していたことを踏まえると、純粋な意味での「公平」を求める声が全体の方向性にどれほどの影響を与えたかという点には改めて検討を行う余地があるように思われる。次の項目で論じるが、党が勝利し、支配勢力となれば、利害の観点から多くの人々が党の政策に対して迎合的な態度をとった可能性も考えられ、国民政府の戦時徴発がもたらした影響を過度に強調すべきではないと筆者は考えている。

### 三、不確実性と最終的な勝利とを結びつけるもの

ここまで革命過程の不確実性について論じてきたが、この議論は必ずしも新たな革命像を構築するものではなく、かえって共産党の成長や最終的な勝利への帰結に対する説明を困難にしまう危険があることは先行研究で指摘されてきたとおりである。情勢分析という観点からも、党の勝利は不確実で全く予測のできないものであったとの説明に甘んじるべきではない。ここでは更に、日中戦争下の中国社会において様々な集団が様々な目的を遂げようと繰り返し広げた政治的ゲームが、条件の変化によって何らかの社会的な「趨勢」を生み出すものとなって、党の勢力拡大を強力に後押しした可能性について検討する。

この点に関して注目すべきは、「密輸」の主体をはじめとする独自の利害に基づいて行動する人々は、レジーム内部への参与にも利益を見出し、「腐敗」や「背任」をもち込みながらもレジームの維持、拡大に貢献していたことである。本稿の第二章において、当時の国民政府のレジームにおいて腐敗幹部が権力の一端を構成していたことを指摘したが、日本軍占領下においても、その質はさておき、官憲や統制収買機構には少なくない人々の参与があり、抗日勢力と連携して「密輸」を行う中国商人が、日本側統制機関に対して工場設立許可申請をしたケースも見られた。勿論、当時の社会には、「抗日」を掲げた対抗勢力が存在した以上、日本軍及びその占領地政権の前途は相当の不確実性にさらされていたと理解すべきであるが、同時に、レジームが付与する職権や利権

に利益を見出し、一時的なりともレジームに接近する動きも生まれていたのである。

権力の政治的色彩ではなく利害に基づいて生じていたこのような作用は、同一の社会に存在した共産党新四軍の根拠地においても、程度の差こそあれ同様に生じていたと考えるのが自然である。実際、新四軍根拠地周辺においても、レジームの内側での利益追求を目指す人々の動きが存在し、組織内部に様々な問題も持ち込みながらもレジームの実体を構成していた。戦時下の政治権力が安全や資源の確保に不可欠な物理的強制力を擁し、支配地域における各種の権限を独占する存在であったことにかんがみれば、いずれの地域においても自らの利害のために政治権力に接近する人々がそれぞれ一定数出現したことは、経済合理的な動きとして理解可能なものである。新四軍は外部との結びつきを利用して日本軍占領地域からの「物資吸引」等を行っていたが、地方の勢力をレジームに引きつけるためには具体的な実力のアピールが重要であったことも、当時の社会状況を反映したものと見ることができる。

レジーム内の不正や腐敗に対しては、党は勢力を最大化するために「適度な紀律維持」を余儀なくされていたものと考えられる。組織内部の不正や腐敗が深刻化すれば、外部からの干渉や組織内部での対立、分裂を招き、ひいては政治基盤喪失の主因になることは本稿第二章で述べたとおりであり、不正や腐敗が目にも余るほど助長することがないよう抑制することはいずれのレジームにとっても不可欠であったといえる。しかし同時に、現実としてこの種の人々が組織内部に相当数入り込んだ状況下において不正や腐敗を完全に排除しようとするれば、レジーム自身を破壊し、離散した勢力が敵対する別のレジームに取り込まれる危険もあった以上、党が勢力を維持、拡大するには、これらの集団を一定程度抑制しつつも基本的には取り込むという姿勢が必要であったと見ることができ。あるいは、この種の人々が相当程度入り込んだ組織においては、取締りの厳格化がかえって取締りによる職権濫用を助長し、レジーム内部に混乱や対立を招く危険も想定されることからすれば、厳格な取締りを

継続的に行つて不正や腐敗を完全に排除することは容易ではなく、党は同盟相手を選択する能力が相当程度限られた状況に置かれていたものと考えられる。

このような社会からの動きと党の姿勢を組み合わせれば、党が作戦の勝利等を通じてより大きな権力を掌握することで、より多くの人々が党のレジームと利害を共有し、曲りなりに党権力を拡大させる作用をもたらすという社会的な力学を見出すことが可能であり、この力学は以下の Harper が実証した生態学モデルを応用することと、より一般化されたメカニズムとして認識できる。Harper らは、アヒルが三〇数羽いる池の両端の約二〇メートル離れた場所からパン切れを投げたとき、アヒルたちがどのように行動するかを実験した。このとき、池の片方からは五秒ごとにパン切れを二グラム（一分間に二四グラム）投げ、もう一方ではその倍の量（一分間に四八グラム）を投げた。数分経過するとアヒルは二手のグループに分かれ、三分の一のアヒルが一分間に二四グラムのパン切れを投げる側に、三分の二のアヒルが一分間に四八グラムのパン切れを投げる側に移動した<sup>(238)</sup>。この実験結果は、ゲーム理論による数的計算が導く結果と一致している点で興味深いが、本稿の観点で言えば、複数の権力がある集団に対して利益を同時に付与するとき、その集団の構成員が経済合理的な性格であれば、いくつかに分かれて最大限の利益を享受しようとするのが自然な形であり、一方の権力が付与可能な利益を相対的に増大すれば、より多くの構成員がその権力の周囲に集まるであろうことを示すものである。

このような理解に基づけば、戦争の最終的な勝敗が不透明な段階では、少なくとも人々が複数の権力との関係を同時に維持する戦略や、いずれの権力とも距離を置く戦略をとることも想定されるが、勝敗がある程度予測可能となった段階においては、人々の行動が全体として党の勝利を強く後押しするものへと変化した可能性がある。すなわち、共産党が大小様々な勝利を積み重ねながら手中の権力を増大させ、地域の有力な勢力として頭角を現すにつれて、より多くの人々が党との関係を重視し、党を通じた利益追求を目指すようになる。これにより党の

勢力を一層拡大する作用が生まれ、党のさらなる勝利と支配の安定強化が後押しされる。そして、党による全国統一の蓋然性が十分に高まったある段階で、党というレジームを通じた利益追求が社会の主流となり、党の権力は肥大化の一途をたどるというシナリオを描くことが可能である。党の革命過程は、最終的な結果が断定できないものであったとしても、これを「どこまで行っても整然としない」ものとするのではなく、一定の予見性を有する、言わば「趨勢」を伴うプロセスとして認識することを提案する。<sup>(239)</sup>

日中戦争下の中国社会からこのような権力の拡大メカニズムが見出されたことは、一九三〇年代の党根拠地に対する考察を通じて、農民大衆による党権力への接近は、党による安定した支配が実現しかけた時点と場所において、一挙に雪崩を打って生じた可能性があったとした高橋の指摘が、日中戦争下においても十分成立し得るものであることを示唆している。<sup>(240)</sup> 他方、この力学は、K. Hartard が示した根拠地内のエリートや農民を服従させるための党の能力を構成した三つの要素、すなわち、「限られた数の個人による党そのものへの『民衆からの支持』」、「特定のグループや個人による特定の政策に対するアドホックな支持」及び「直接・非直接的抑圧による統制」からは説明できないものであり、むしろ、戦時下の政治権力としての存在そのものが様々な目的をもった人々の関心を引きつけていたと考えるべきである。そして、人々は政治権力に対して単純に「服従」していたわけでもなく、統制や監視が強化される一時期を避けながら、レジーム内の資源を利用して私的な利益を追求することもできた。言わば、あるレジームが政敵への勝利を重ね、権力としての価値を高めるとき、より多くの個人が投機的にそのレジームへと接近し、過度に深刻な「腐敗」に至らない範囲で権力との「暗黙の同盟」を形成した可能性が想定できるのである(逆に、政敵からの攻撃や腐敗の深刻化により、レジームに「信用不安」が生じることも考えられる)。

こうした見方は、権力そのものが支配を安定に向かわせる効果を生み出すとの主張につながるという点で、

ウェーバーが提起した「支配」に関する理論的な議論にも一石を投じ得るものである。ウェーバーは「支配」の概念を「力」と正面から対立する「権威をもった命令権力」と定義し、純粋な利害状況によって生み出された支配は比較的安定なものであり、「支配は、支配者と被支配者において、権利根拠、つまり、支配の『正当性』の根拠によって、内面的に支えられるのが常であり、この正当性の信念を動揺させるときは、重大な結果が生ずるのが常である」とし、「正当的支配の三つの純粹型」として「合法的支配」、「伝統的支配」及び「カリスマ的支配」を挙げた。<sup>(21)</sup>これに対して、本稿は、レジームがもつ実力によってその支配を安定化させる社会的な力学を生み出すことは不可能ではなく、支配関係の維持に「正当性」は必ずしも必要ないという仮説を提起し、支配の原理についてウェーバーとは異なる見方を呈するものである。「正当性」の問題が指摘されているレジームの安定性を見るにあたっては、レジームとしての実力を基礎に、社会的に有力な集団をレジーム内に持続的に取り込むことができているかどうかという点にも十分な考察がなされるべきであると考ええる。

(本稿の内容はすべて筆者個人の見解である。)

- (176) 白井勝美『新版 日中戦争』中央公論、二〇〇〇年、七六―七七頁。
- (177) 陳永發『中国共产革命七十年』上册修訂版、台北・聯経出版事業公司、二〇〇一年、三三―三三五頁。
- (178) 同右、三三八―三三九頁。
- (179) 宍戸寛ほか『中国八路军、新四軍史』(河出書房、一九八九年、四五―四六四頁)を参照したほか、張傳英・張肇俊「新四軍軍部変遷」(中国共産党新聞網 <http://cpc.people.com.cn/GB/64162/64172/85037/85038/7081352.html>) 及び「紅色記憶：新四軍創建華中敵後抗日根據地」(中国共産党新聞網 <http://cpc.people.com.cn/GB/64093/64105/66605/5477534.html>) を用いて軍部や各部隊の動きを補足した。

(180) 同右。

(181) 同右。なお、前掲『新版 日中戦争』一三三頁によれば、「皖南事件」の主な経緯は以下のようなものであった。日中戦争開始以来着実に勢力を伸ばしてきた共産党軍の脅威を抑止しようと考えた国民政府は、その前年の一九四〇年七月、山西省の閻錫山が担当する第二戦区を拡張した上で八路军と新四軍を同戦区に編入し、共産党軍を華北に集中させようと試みた。国民政府は黄河以南、長江流域で活動する新四軍に対し、日時を限定して指定作戦地域への移動、集中を命じたが、共産党側はこれに反発し、移動北上を強制しようとする国民政府側との軋轢が日に日に激化し、「皖南事件」はその軋轢が実力行使にまで発展したものである。

(182) 興亜院華中連絡部「解散迄ノ新四軍」一九四一年一〇月。

(183) 支那派遣軍総司令部上海機関「調査資料」第12号(一九三九年一月一八日)、防衛省防衛研究所蔵(JACAR Ref. Aアジア歴史資料センター) Ref. C04121641200 一九三九年「陸支密大日記第73号」。

(184) 登集団参謀部「蘇北ニ於ケル新四軍ノ情況」(一九四二年一月二一日)、防衛省防衛研究所蔵(JACAR Ref. C04123858300 一九四二年「陸支密大日記第48号 1/2」)。なお、本報告は興亜院の蘇北総合調査報告の一部として執筆されたものであり、調査時期は一九四二年八月中旬から九月上旬までとされている。

(185) 葉進明「皖中地区財經工作的回憶」、北京新四軍暨華中抗日根据地研究会編『鉄流9 新四軍後勤戦線』解放军出版社、二〇〇三年。

(186) 甄子明「保障供給奪取勝利—追憶新四軍的供給工作」、前掲『鉄流9 新四軍後勤戦線』。

(187) 登集団司令部「敵側軍隊ヲ通ジテ観タル經濟抗戦力觀察資料」(一九四二年一〇月二〇日)、国立公文書館蔵(JACAR Ref. A03032016600 返還文書(旧陸海軍関係))。

(188) 前掲「保障供給奪取勝利—追憶新四軍的供給工作」。

(189) 同右。

(190) Allison Rottman, "Crossing Enemy Lines: Shanghai and the Central China Base", *In the Shadow of the Rising Sun: Shanghai under Japanese Occupation*, edited by Christian Henriot, Wen-hsin Yeh, Cambridge University Press, 2004.

- (191) 北支那方面軍參謀部「国共相剋ニ対スル情勢判断」、防衛省防衛研究所蔵 (JACAR Ref. C07092281800 一九四一年一月五日)「陸支受大日記(普)別冊」(一九四一年一月二七日(東京參謀長會議に際し)北支方面軍状況報告)。
- (192) 曹天生・黄愛軍・錢和輝『新四軍戰時經濟工作研究』安徽大学出版社、二〇〇六年、一六九―一七二頁。
- (193) 同右。
- (194) 興亜院華中連絡部「新四軍ニ関スル実体調査報告書(蘇皖省境津浦線東部地区ノ部)」一九四一年五月、一〇一―一〇八頁。なお、この税率表について、同報告書は「大工業都市上海ヲ眼前ニ控ヘ而モ背後ニ在ツテハ八路軍ト直接連絡ニ成功シ山東省ニ及ブ一大共産地区ヲ確立セントシテキル蘇北地区、ソレハ恐ラク将来ニ於テ新四軍民主根拠地ノ根幹ヲラシメントシテキルモノデアル、故ニ此ノ税率表ガ實際ニソノ儘行ハレテキルカ否カハ暫ク問ハズ、ソレニヨツテ我々ハ十分ニ彼等ノ意図シテキル処ヲ窺ヒ得ルデアル、正ニ彼等ノ物資統制ノ様式ヲ示ス典型的ノモノデアル」と述べている。
- (195) 前掲「解散迄ノ新四軍」。
- (196) 前掲「新四軍ニ関スル実体調査報告書(蘇皖省境津浦線東部地区ノ部)」一〇〇―一〇八頁。
- (197) 同右。
- (198) 同右。
- (199) 前掲「解散迄ノ新四軍」。
- (200) 楊聯「天高根據地的財貿工作」、前掲『鉄流9 新四軍後勤戦線』。
- (201) 同右。
- (202) 同右。
- (203) 同右。
- (204) 鄧子恢「津浦路東蘇皖辺区抗日民主政府一年來施政工作報告」(一九四一年一月一日)、『新四軍和華中抗日根據地史料選』上海人民出版社、一九八四年。この工作報告は当時の状況について以下のとおり述べている。「一年來、各地の政府と民衆が密輸取締に努力し、貨物検査処の同志は真剣に責任感をもって厳密な密輸取締を行うと同時に、多くの同志が危険を冒して遊撃区で業務を行い、敵とその手先と勇敢に闘争して我々の貨物検査網を設立し、經濟闘

争において偉大なる成績を獲得した。以前の反動政權が統治していた時代については、大量の食糧搬出と軍用品原料が続々と利敵し、武装による密輸(例えば、路西の古河及び当時の路東の竹鎮、漢澗、盱城等の場所)がなされ、昨年春に食糧恐慌をもたらすに至った」が、「今年の食糧は自給可能であり、敵とその手先の地域の食糧は我々よりも数倍値段が高くなっており、このことは我々の食糧禁輸政策が大きな成果を上げ、敵の『以戦養戦』の計画を打破し、敵に大きな困難を与えると同時に自らの軍食と民食を保証したことを証明している」。

(205) 「路東区党委關於根據地建立以來的總報告(節録)」(一九四一年二月二十五日)、安徽省财政厅・安徽省档案馆『安徽革命根據地財經史料選』第一冊、安徽人民出版社、一九八三年、一九八二〇三頁。

(206) 「国民革命軍新編第四軍第五支隊司令部政治部布告」(民国二十九年正月一〇日)、前掲「新四軍二関スル実体調査報告書(蘇皖省境津浦線東部地区ノ部)」一一二—一三頁。

(207) 「津浦路東第三貨檢布告」(民国二十九年一月一〇日)、前掲「新四軍二関スル実体調査報告書(蘇皖省境津浦線東部地区ノ部)」一一四—一五頁。

(208) 前掲「新四軍二関スル実体調査報告書(蘇皖省境津浦線東部地区ノ部)」一一五—一六頁。

(209) 同右。

(210) 同右。

(211) 前掲「解散迄ノ新四軍」。なお、常熟県の状況に関する参考として、本資料が引用する当時の「常熟県下ニ於テ江抗軍ノ公布セル『禁運及倫漏貨物処理辦法』概要」は以下のような内容であった。「敵ノ經濟戦ニ対処シ我經濟ヲ有利ニ導クト共ニ各物資ヲ管理シ以テ人民ノ經濟生活ノ向上ニ資スルヲ以テ目的ト」し、「敵貨ハ一律ニ之ヲ沒收ス」、「敵貨ニシテ国貨ノ偽裝商標ヲ貼布シアルモノハ之ヲ沒收ス」、「農産物ニシテ敵地ニ輸出スルモノハ之ヲ沒收ス」、「金屬類、武器彈藥類ハ軍法ニ依リ制裁ス」。

(212) 鄭位三「關於当前淮南党内主要的不良傾向給区党委的信(節録)」(一九四三年三月三〇日)、前掲「安徽革命根據地財經史料選」第一冊、二一五—二一八頁。

(213) 楊惠庄「怎樣展开对敵經濟反侵略戰——論皖南走私与防止对策」(一九四〇年八月一三日)、安徽省财政厅・安徽省档案馆編『安徽革命根據地財經史料選』第二冊、安徽人民出版社、一九八三年、四六七—四七一頁。



- (214) 同右。
- (215) 粟裕「先遣隊の回憶」、『新四軍在茅山』江蘇人民出版社、一九八二年、一五一—一九頁。
- (216) 同右。なお、遊撃隊の朱永祥は二、三千人の手下を率いる土匪で、新四軍は敵とするよりも抗日の戦力として取り込んでいたが、一目見て「鴉片鬼子」であると思われるような人物であり、他勢力と摩擦を起こし民衆を迫害したため最後は新四軍により始末されたと言われている（石言等編著『新四軍故事集』江蘇人民出版社、一九八一年、三七—四〇頁）。
- (217) 前掲「調査資料」第12号（一九三九年一月一八日）、防衛省防衛研究所蔵。
- (218) 同右。
- (219) 同右。
- (220) 「淮北蘇皖辺区三年来的政府工作（節録）——劉瑞龍同志在淮北辺区二屆參議會報告」（一九四二年一〇月）、前掲『安徽革命根據地財經史料選』第二冊、一一—頁。
- (221) 支那派遣軍參謀部「參考資料（呂集團鹵獲資料）新四軍豫鄂挺進縱隊ノ徵兵上ノ不良現象ヲ一掃シ民衆獲得ニ努メントスル訓令」（一九四〇年一〇月五日）、防衛省防衛研究所蔵（JACAR Ref. C04122471900 一九四〇年「陸支密大日記」第37号 2 / 2）。
- (222) 同右。
- (223) 「中共浙南特委關於具体实施党性教育給各級党的指示」（一九四二年一〇月五日）、浙江省檔案館『浙江革命歷史檔案選編 抗日戰爭時期（上）』浙江人民出版社、一九八七年。
- (224) 「中共浙南特委對鼎平工作的檢討及今後工作的指示」（一九四一年九月二日）、前掲『浙江革命歷史檔案選編 抗日戰爭時期（上）』。
- (225) 「中共浙南特委關於当前浙南党的中心任務的指示」（一九四二年一月一〇日）、前掲『浙江革命歷史檔案選編 抗日戰爭時期（上）』。
- (226) 江天輝「皖南特委工作報告（節録）——關於特委及所轄各地綜合工作報告」（一九四一年六月一九日）、前掲『安徽革命根據地財經史料選』第二冊、四七八—四八二頁。

- (227) 前掲「皖中地区財經工作的回憶」。
- (228) 前掲「新四軍二閩スル実体調査報告書(蘇皖省境津浦線東部地区ノ部)」一二〇—一二三頁。
- (229) 同右。
- (230) 前掲「敵側軍隊ヲ通ジテ觀タル經濟抗戦力觀察資料」(一九四二年一〇月二〇日)、国立公文書館蔵。
- (231) 前掲「皖中地区財經工作的回憶」。
- (232) 同右。
- (233) 同右。葉進明によれば、一九四四年から新四軍は長江沿岸の和県と含山県への根拠地拡大を開始したが、南京と地理的に近いこの地域では、数年にわたって日本軍と汪精衛政府軍、「国民党頑固派」及び新四軍による一進一退の戦闘が繰り返られていた。そのため、この地域の農民はこれら複数の政治勢力に税金を納めなくてはならず、その経済的負担の重さから多くの農民がケシを栽培し、ケシから抽出したアヘンによって各方面からの徴税に対応していた。新四軍が徴税していた「救国農業税」に対しても、農民らは生アヘンで埋め合わせをしていた。また、法幣や儲備券の価値が下がるにつれ、農民はアヘンを新四軍根拠地が発行する貨幣と交換するようになり、新四軍が買い上げるアヘンの量も徐々に増加した。新四軍は少量のアヘンを医療として用いたほか、一部のアヘンは汪精衛政府側との関係を利用して蕪湖に輸送し、大量の軍用物資と交換したという。
- (234) 陳毅「茅山一年」(一九三九年)、前掲『新四軍在茅山』三〇頁。
- (235) 前掲『新四軍故事集』四〇頁。
- (236) 同右、四〇—四二頁。
- (237) 根岸信『上海のギルド』大空社、一九九八年(原版は日本評論社、一九五一年)、一八七—二二九頁。
- (238) Harper, D.G.C. "Competitive Foraging in Mallards- Ideal Free Ducks", *Animal Behavior* (no.30), 1982. なお、筆者のゲーム理論に対する理解は Roger B. Myerson, *Game Theory: Analysis of Conflict* (Harvard University Press, 1991) 等に基くこととする。
- (239) P・ベルジェほか著、相澤洋二訳『カオスの中の秩序—乱流の理解へ向けて』(産業図書、一九九二年。原著は一九八四年出版)には、カオスにも無限に多くの自由度をもつ系から少数の自由度をもつ系まで様々あることが記さ

れており、歴史研究において用いられている「不確実性」の概念もさらに精緻化する余地があるように思われる。

(240) 必ずしも全般的状況を示すものではないが、本稿第二章三(2)でも引用したとおり、一九四一年一月付の北支那方面軍参謀部の報告書(北支那方面軍司令部「総軍情報会議呈出書類」(一九四一年七月一六日)、『現代史資料(9) 日中戦争(二)』四九三頁)が華北における「帰順状況」について、「汪政権誕生の風聞伝はりし頃より漸次増加の傾向を辿り昨春新中央政権成立以来急激に増加」していた(ただし、主に「雑牌軍」と述べていたことも、権力に対する接近のあり方として留意すべきものである)。

(241) M・ウェーバー著、世良晃志郎訳『経済と社会 支配の社会学Ⅰ』創文社、一九六〇年、一〇一一、三二五九頁。